

令和元年第3回 生坂村議会定例会議事録（9月定例会）

1 目 目

○報告4件

- ・ 村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について
- ・ 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- ・ 平成30年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について
- ・ 平成30年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について

○決算の認定1件

- ・ 平成30年度生坂村歳入歳出決算の認定について

○事件案1件

- ・ 生坂村過疎地域自立促進計画の変更について

○条例案3件

- ・ 生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
- ・ 生坂村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
- ・ 生坂村営水道条例の一部を改正する条例案

○補正予算案4件

- ・ 令和元年度生坂村一般会計補正予算【第2号】
- ・ 令和元年度生坂村営バス特別会計補正予算【第1号】
- ・ 令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第1号】
- ・ 令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第1号】
- ・ 総括質疑
- ・ 議案の委員会付託
- ・ 請願・陳情について
- ・ 委員会付託
- ・ 散会

・ 開会	4 P
・ 提案理由の説明・理事者のあいさつ	6 P
・ 報告の朗読説明	10 P
・ 決算の認定・代表監査委員監査報告	11 P
・ 事件案・補正予算案の朗読説明	14 P
・ 総括質疑	17 P
・ 議案の委員会付託	18 P
・ 請願・陳情等の上程	18 P
・ 散会	19 P

令和元年第3回 生坂村議会定例会

令和元年9月11日 午前10時 開議

議 事 日 程

【1日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		開 会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報告第7号	村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について	
4	報告第8号	平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	
5	報告第9号	平成30年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について	
6	報告第10号	平成30年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について	
7	議案第31号	平成30年度生坂村歳入歳出決算の認定について	関係部分 委員会付託
8	議案第32号	生坂村過疎地域自立促進計画の変更について	総務建経 委員会付託
9	議案第33号	生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案	社会文教 委員会付託
10	議案第34号	生坂村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案	
11	議案第35号	生坂村営水道条例の一部を改正する条例案	総務建経 委員会付託
12	議案第36号	令和元年度生坂村一般会計補正予算【第2号】	関係部分 委員会付託
13	議案第37号	令和元年度生坂村営バス特別会計補正予算【第1号】	総務建経 委員会付託

14	議案第 38 号	令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算 【第 1 号】	社 会 文 教 委員会付託
15	議案第 39 号	令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算 【第 1 号】	
16		総括質疑	
17		議案の委員会付託	
18		請願・陳情について	
19		請願・陳情の委員会付託	
20		散 会	

出席議員（8名）

1 番	望 月 典 子 君	2 番	太 田 譲 君
3 番	一ノ瀬 貞 男 君	4 番	宇 引 文 威 君
5 番	瀧 澤 龍 一 君	6 番	平 田 勝 章 君
7 番	吉 澤 弘 迪 君	8 番	市 川 寿 明 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第 121 条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	中 山 茂 也 君
副 村 長	牛 越 宏 通 君	健康福祉課長	山 本 かづ子 君
教 育 長	樋 口 雄 一 君	住 民 課 長	松 沢 昌 志 君
会 計 管 理 者	藤 澤 正 司 君	教 育 次 長	山 本 雅 一 君
代表監査委員	池 本 貞 夫 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	平 野 公 恵 君	書 記	眞 島 弘 光 君
--------	-----------	-----	-----------

◎村民憲章唱和（午前 10 時 00 分）

○議長（平田勝章君） 起立。礼。おはようございます。村民憲章唱和を全員で行いますので、全員村章の方を向いてください。それでは「生坂村、村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。我々生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。

ここに、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。」
では 5 番、瀧澤議員の後にご唱和をお願いします。

5 番（瀧澤龍一君） 朗読

○議長（平田勝章君） 着席してください。

◎開 会（午前 10 時 02 分）

○議長（平田勝章君） ただいまの出席議員数は、8 名全員です。定足数に達していますので、令和元年第 3 回生坂村議会定例会を開会いたします。9 月定例会はクールビズで行います。暑いようでしたら背広等はお脱ぎください。

また、報道機関より傍聴の申し込みがありましたので、これを許可しました。

○議長（平田勝章君） これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配布してあるとおりであります。

◎報 告（午前 10 時 03 分）

○議長（平田勝章君） はじめに、ご報告事項を申し上げます。議員派遣の件について、お手元に配布してあります報告書のとおり議員を派遣しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、令和元年度 6 月分及び 7 月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたので、ご覧いただきたいと思います。

なお、本日 平成 30 年度 生坂村歳入歳出決算について 監査報告のため、池本代表監査委員に出席を求め、出席をいただいております。

◎日程 1・会議録署名議員の指名（午前 10 時 04 分）

○議長（平田勝章君） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、5 番瀧澤議員、7 番吉澤議員を指名いたします。

◎日程２・会期の決定（午前 10 時 04 分）

○議長（平田勝章君） 日程２、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。先日、議会運営委員会で検討し、本定例会の会期は、本日 9 月 11 日から 9 月 18 日までの 8 日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔（なし） なしの声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 9 月 11 日から 9 月 18 日までの 8 日間と決定いたしました。

◎提出議案の報告（午前 10 時 04 分）

○議長（平田勝章君） ご報告いたします。本定例会に提出されております案件は、

議案番号	件 名
報告第 7 号	村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について
報告第 8 号	平成 30 年度 決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
報告第 9 号	平成 30 年度 公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について
報告第 10 号	平成 30 年度 社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について
議案第 31 号	平成 30 年度 生坂村歳入歳出決算の認定について
議案第 32 号	生坂村過疎地域自立促進計画の変更について
議案第 33 号	生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 34 号	生坂村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 35 号	生坂村営水道条例の一部を改正する条例案
議案第 36 号	令和元年度 生坂村一般会計補正予算【第 2 号】
議案第 37 号	令和元年度 生坂村営バス特別会計補正予算【第 1 号】
議案第 38 号	令和元年度 生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 1 号】
議案第 39 号	令和元年度 生坂村介護保険特別会計補正予算【第 1 号】

の、報告 4 件、平成 30 年度 決算認定 1 件、事件案 1 件、条例改正 3 件、令和元年度補正予算 4 件の計 13 件であります。

◎提案理由の説明（午前 10 時 07 分）

○議長（平田勝章君）　　ここで、理事者より提案理由の説明並びにあいさつを求めます。

○村長（藤澤泰彦君）　　議長。

○議長（平田勝章君）　　村長。

○村長（藤澤泰彦君）　　皆さんおはようございます。令和元年第 3 回議会 9 月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

実りの秋を迎え、巨峰などぶどうは、7 月の長梅雨と盆明けの雨の影響で生育が例年より遅く、皮が破れる裂果が多く、栽培が難しい状況でございましたが、やっと糖度も乗って露地物の出荷が最盛期となり、それぞれに稲刈り、ぶどうの集出荷など農作業に大変忙しい時季となりました。議員各位に於かれましては、何かとご繁忙の折、全員のご参集を賜り誠にありがとうございます。日頃は、村政運営に対しましてご指導・ご鞭撻をいただいておりますことに感謝を申し上げる次第でございます。

また 9 月定例会は前年度の決算審査について、ご意見を頂戴するために池本代表監査委員さんにもご出席をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

さて、8 月 23 日午後 3 時 55 分頃に発生しました、山清路橋梁工事の事故の経過についてご報告いたします。この事故につきましては、鷺の平常会側の鉄塔と込地常会側の仮鉄塔を索道で結び、込地側の鉄塔用の資材を、鷺の平側から索道を使って搬入する工法の検査中に発生をしました。幸いにもけが人はいませんでしたが、県道防護工の一部が、倒れた鉄塔に押し潰されて、本日 11 日現在でも全面通行止めになっている状況でございますが、ちょうど本日の午後 5 時から片側交互通行ができるようになります。

そこで、議会からの要請により、事故発生から我々村当局がどのような対応をしたかを、村民の皆さんにお伝えすべきであるとのことですのでご報告をさせていただきます。

事故当日は、松本建設事務所から事故発生の報告を受け、直ぐに防災行政無線により県道の全面通行止めの放送をし、込地、重、鷺の平の常会長さんに事故の状況、停電とテレビが映らないなどの状況を連絡をさせていただき、停電は電源車により当日夜 8 時 54 分に復旧し、テレビは変換機へ通電ができなかったための対応より、翌日午後 1 時頃に復旧しております。また、事故の一番の原因者であります施工業者が、込地、重、鷺の平常会全戸に謝罪と事故説明等をされるとお聞きしていただきましたので、村当局は、当地区の村営バス利用者へは電話で連絡をし、社会福祉協議会、明科消防署、駐在所等の関係機関とも情報共有をして、それぞれの事案に対して対応できるように調整をいたしました。工事発注者の長野県からは、まず松本建設事務所から藤池所長さん達が来られ、事故発生の状況と復旧作業内容等の説明をしていただきました。25 日には阿部知事さんにお会いする機会があり、その時にも知事より謝罪の言葉を頂戴しております。また、27 日には、主要地方道大町麻績インター千曲線整備促進期成同盟会の要望活動時に、清

沢田議長さん、平田議長さん、私で早期の復旧をしっかりと要望をさせていただいております。これまで、込地・重の皆さんには通学、通勤、ごみ出し等の関係で大変ご不便をお掛けしましたが、それらの対応は長野県と施工業者で対応されているところがございますし、社協の有償運送も時間は掛かってしまいましたが、定額でご利用いただいているところがございます。また、常会長さんには、何か困ったことがありましたら、何なりと役場に連絡して欲しいとお願いしておりましたが、今まで連絡はない状況でございます。当定例議会の模様がＩＣＮで放映される頃には、片側の交互通行ができておりますが、議会からの要請により報告とさせていただきます。

それでは、９月定例会は、決算議会と言われるように、平成 30 年度の歳入歳出決算の認定をお願いする訳ですが、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成 30 年度決算における４つの健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告させていただき公表することになっております。平成 30 年度は、村のすべての会計において、黒字決算となりましたので、「実質赤字比率」や「連結実質赤字比率」の該当はありませんでした。次に、標準財政規模に対する普通会計の元利償還金及び準元利償還金の割合の３年間の平均であります実質公債費比率は 0.6%改善し、7.2%でございました。また、起債償還金額、退職手当支給予定額などから、基金、交付税算定額などを引いた自治体が将来負担すべき実質的な負債の割合の「将来負担比率」は、今年度も「数値なし」となっております。よって、財政健全化判断比率の財政指標は、前年度に対して良好に推移している状況でございます。次に財政状況を示す指標につきましては、財政の硬直度を示す経常収支比率は、前年度より 2%上回り、78.3%でございました。また、公債費比率は 4.2%、起債制限比率は 3.7%となっており、それぞれに良好な状況となっております。よって、実質公債費比率につきましては、公債費対策を継続して進めており、普通会計の償還負担の減少から、単年度での比率及び３ヶ年平均の比率とも減少しており、良好な傾向を示しました。将来負担比率につきましては、標準財政規模の縮小の影響は大きいものの、基金積立によりますストックの増加、公債費関係の段階的な減少により、比率が向上しているからでございます。また、それに加え両比率が改善されている要因は、これまで簡易水道と農業集落排水の特別会計の繰上償還や、臨時財政対策債において償還期間が 10 年を越えたものと年利率が 1.0%を超える部分を対象に、減債基金を取り崩して繰上償還を実施したことと、なるべく国、県の交付金事業の導入により、その補助裏に交付税措置の高い過疎債を中心とした起債の発行抑制を図るとともに、将来負担を下げる充当可能基金の積立も増加してきたことによります効果が、顕著に表れていると考えております。しかし、指標はあくまでもその年度の時点的なものでありますから、特に交付税に左右される村の財政の体質からも、継続的な財政健全化の取り組みは必要であると考えている次第でございます。

平成 30 年度の公共事業のうち主な補助事業では、社会資本整備総合交付金事業によります村道 1 級 1 号線などの道路改良事業の継続と、住宅・建築物耐震改修等事業補助

金によります下生坂体育館耐震改修工事と前年度から繰越した高齢者生活福祉センター増築工事等が完了いたしました。産業振興事業では、県営中山間総合整備事業によります活性化施設が完成したほか、地方創生推進交付金事業として生産者支援 I T システム構築や備品購入等を行い、道の駅を拠点とした地域活性化事業が実施できました。単独事業では、過疎対策事業債で定住促進住宅用地取得や、地域海洋センター修繕等助成事業補助金を活用しました B & G 海洋センター体育館天井耐震化等工事、緊急防災・減災事業債では消防小型ポンプ積載車を 2 台更新するなど、防災・減災対策の強化を図りました。そして、過疎対策によりますソフト事業では、高齢者サービス事業や子育て支援、地域協働による地域活動事業への支援を継続するほか、新たに学校の図書館に司書を配置しました。村の公営企業会計では、簡易水道事業、農業集落排水事業、福祉センターでそれぞれ健全な管理・運営に努めました。また、義務的経費では、人件費で新規職員の 3 名採用等により 9,120 千円の増、扶助費で 2,835 千円の減、公債費で 10,864 千円の減額となりました。物件費では 6,471 千円の増、積立金では財政調整基金、減債基金、地域振興基金等へ 92,551 千円の積立を行い、前年度比では 64,424 千円の増額となりました。普通会計の歳出全体では、2,219,742 千円で前年度比 4.0%、86,192 千円の増額となっております。今後も限られた財源を施策の目標達成のため、有効かつ効率的に活用することが責務であり、これを念頭に重点事業の推進及び諸事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

平成 30 年度の各種村税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納状況につきまして、現年度分は 99.05%、滞納繰越分は 24.21%の収納率とし、昨年と比較して現年度分は 0.75%、滞納繰越分は 7.86%向上し、全体として 0.9%の上昇となっております。そのため、平成 30 年度を含めた各村税、保険料の滞納繰越分調定額は、住民税を除いて減少しており、特に後期高齢者保険料につきましては、平成 27 年度から引き続き、収納率 100%を維持しております。これは、滞納者からの徴収金を、極力、現年度分から入金していき、新たな滞納を作らないよう努めてきた結果であり、現在も月々決まった金額を分割納付していただくよう、引き続きお願いしているところでございます。今後も納税義務者の公平性を保つため、税務担当課で滞納整理を進め、徴収困難な案件につきましては、中信県税事務所や長野県地方税滞納整理機構と連携を図りながら、折衝機会を増やすことによって滞納者、滞納額の減少に努めていきたいと考えております。そして、当村の貴重な自主財源であります村税や公共料金等は、負担の公平性からも滞納を極力無くすようにし、各部署とも連携をして滞納整理に力を入れ、差押えや不能欠損等を適切に執行するように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今年度の普通交付税と臨時財政対策債の発行額が決定になりました。今年度の普通交付税は、前年度交付額より 0.7%増、7,230 千円の増額の 987,297 千円となりました。

また、臨時財政対策債については、前年度比 28.0%減、13,194 千円の減額の 33,881

千円となりました。そして、過疎債のハード・ソフトの2次要望額が増額しておりますし、基金から繰り入れを見込んでの当初予算であるとともに、今定例会でも歳入に特別交付税を見込んでおりますので、引き続き財政が厳しい状況であるとする次第でございます。

早いもので、令和元年度も半期が過ぎようとしておりますが、議員各位からご承認いただきました事業は、村民の皆さん、議員各位のご支援とご協力をいただきながら、概ね計画通り進捗しているところでございます。また、それぞれの課題につきましても、検討協議を進める中でどの様に方向付けをして、事業実施をしていかなければならないか、財政面を十分考慮に入れ、事務事業、組織の体制、交付金事業等も検討していかなければと考えております。

どうか議員各位も地域の課題解決のために、協働による地域づくりで解決できるような取り組みがございましたら、是非「元気づくり支援金」や「絆づくり支援金」の活用を検討していただければと考えます。担当部署、地区担当職員もご相談をお受けしますのでよろしくお願いする次第でございます。

村民の皆さんにも、地域の絆を大切に、村に愛着と誇りを持っていただき、守り育てていこうということをお願いするとともに、村民の皆さんの安全で安心な住み良い生活を守るために、様々な分野で課題は尽きない訳ですが、村民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、引き続きしっかりと行財政運営を進めなければと考えております。どうか、議員各位に於かれましても、生坂村のために、格別なるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今議会定例会に上程をさせていただきました議案は、報告4件、決算認定1件、事件案1件、条例案3件、補正予算案4件の計13件であります。報告第7号村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている1件50万以下において、村の義務に属する和解及び賠償額について報告するものであります。報告第8号平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。この報告は、平成30年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告をするものであります。

報告第9号平成30年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について。この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により同法第221条第3項に規定する法人について、経営状況を説明する書類を作成し報告するものであります。報告第10号平成30年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について。この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により同法第221条第3項に規定する法人について、経営状況を説明する書類を作成し報告するものであります。

議案第32号生坂村過疎地域自立促進計画の変更について。この議案は、生坂村過疎地域自立促進計画を変更するために、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に

より議会の議決を求めるものであります。議案第 33 号生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案。この条例案は、住民基本台帳法施行令の改正による、関係部分の一部改正であります。議案第 34 号生坂村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案。この条例案は、消費税改正に伴い、一般廃棄物処理手数料の改正を行なう条例の一部改正であります。議案第 35 号生坂村営水道条例の一部を改正する条例案。この条例案は消費税改正に伴い、料金、手数料等の改正を行なう条例の一部改正であります。議案第 36 号令和元年度生坂村一般会計補正予算【第 2 号】。この予算案は、既定の額に歳入歳出額 36,719 千円を追加して、総額を 1,954,534 千円とし、地方債の借入限度額を減額する補正予算であります。主な内容は歳入で、地方交付税 18,917 千円、国庫支出金 1,127 千円、県支出金 8,700 千円、繰入金 1,000 千円、諸収入 7,621 千円を増額し、村債が 1,519 千円の減額となっております。歳出では、総務費で貸付金等 6,257 千円、民生費で子ども・子育て支援事業システム改修委託料等 10,269 千円、農林水産業費で鳥獣被害防止総合対策整備事業等 11,855 千円、消防費で退職団員報償費等 4,645 千円の増額補正となっております。議案第 37 号令和元年度生坂村営バス特別会計補正予算【第 1 号】。この予算案は、既定の額に歳入歳出額 280 千円を増額して、総額を 33,480 千円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で繰入金 280 千円を増額し、歳出で運行費の修繕料 280 千円の増額補正となっております。議案第 38 号令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 1 号】。この予算案は、既定の額に歳入歳出額 2,607 千円増額をし、総額を 289,607 千円とする補正予算であります。主な内容は、県支出金を 1,135 千円、諸収入 1,464 千円を増額し、歳出では、総務費で委託料 1,135 千円、諸支出金で 1,472 千円の増額補正となっております。議案第 39 号令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 1 号】。この予算案は、既定の額に歳入歳出 1,679 千円を増額して、総額を 291,279 千円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で国庫支出金 807 千円、繰入金 872 千円を増額し、歳出では総務費で介護保険法改正に伴うシステム改修委託料で 1,679 千円の増額補正となっております。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長（平田勝章君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程 3・報告第 7 号、日程 4・報告第 8 号、日程 5・報告第 9 号、
日程 6・報告第 10 号（午前 10 時 30 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 3・報告第 7 号「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」、日程 4・報告第 8 号「平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」、日程 5・報告第 9 号「平成 30 年度 公益

財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について」と、日程 6・報告第 10 号「平成 30 年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について」の 4 件を一括して上程し議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔(なし) の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認め、報告第 7 号、報告第 8 号、報告第 9 号、報告第 10 号の 4 件を一括して上程し、議題としたいと思います。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

〔副村長 牛越宏通君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で 上程された議案の朗読説明を終わります。

この報告第 7 号「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」は、地方自治法第 180 条第 1 項、報告第 8 号「平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項 及び 第 22 条第 1 項、また、報告第 9 号「平成 30 年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について」と、報告第 10 号「平成 30 年社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について」は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づく報告のため、採決は不要です。

◎日程 7・議案第 31 号（午前 10 時 38 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 7、議案第 31 号「平成 30 年度生坂村歳入歳出決算の認定について」を上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○会計管理者（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、会計管理者。

〔会計管理者 藤澤正司君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 途中なんです、ここで休憩をしたいと思います。再開は、11 時 20 分とします。

【休憩】

○議長（平田勝章君） 再開致します。引き続き、説明を求めます。

[会計管理者 藤澤正司君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、上程された議案の朗読説明を終わります。ここで、監査委員より、監査報告を求めます。

○代表監査委員（池本貞夫君） 議長。

○議長（平田勝章君） 池本代表監査委員。

○代表監査委員（池本貞夫君） それでは、平成 30 年度 生坂村歳入歳出決算審査 意見書について申し上げます。表紙から 2 枚めくっていただいたところに意見書がありますのでご覧になりながらお聞きください。地方自治法第 233 条 2 項の規定により審査にふされた 平成 30 年度 生坂村一般会計 及び 特別会計 歳入歳出決算 並びに 関係書類を審査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査結果

- (1) 平成 30 年度 生坂村一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (2) 平成 30 年度 生坂村村営バス特別会計 歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (3) 平成 30 年度 生坂村福祉センター特別会計 歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (4) 平成 30 年度 生坂村簡易水道特別会計 歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (5) 平成 30 年度 生坂村国民健康保険特別会計 歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (6) 平成 30 年度 生坂村農業集落排水特別会計 歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (7) 平成 30 年度 生坂村介護保険特別会計 歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (8) 平成 30 年度 生坂村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類

審査期間、令和元年 7 月 26 日、30 日、31 日の 3 日間であります。

審査の総括意見を申し上げます。各会計の予算及び支出済額について 歳入歳出簿、日計簿、領収書、証拠書類及び出納証拠書類を余すところなく照合のうえ、更にその内容についても検討を加えて審査をした結果、それぞれの決算は係数的に正確であり、内容も正当なものと認定しました。

また、各種基金積立金の運用状況につきましても審査した結果、関係帳簿と一致して

おり、適性であると認めました。

令和元年 7 月 31 日 生坂村監査委員、私池本貞夫と吉澤議員でございます。

なお、この後口頭でございますが、村税はじめ各種使用料の滞納等につきまして、若干意見を述べさせていただきます。先程来の村長の挨拶、説明、会計管理者の説明と重複する点があるかと存じますが、ご容赦をお願いしたいと存じます。

まず、最初に総務課関係の 住宅料の収入未済額のうち、平成 30 年度分 159,600 円、6 名分。滞納繰越分 196,000 円、4 名分でございます。滞納額合計で 355,600 円でございます。昨年より滞納額が減っており 改善がみられますので、引き続き こまめに滞納整理や分納誓約等の取組みをしていただきたいと思います。

次に、住民課関係でございますが、平成 30 年度 村税の収入未済額の総額は、個人村民税 1,322,961 円、18 名分でございます。法人住民税 435,600 円、1 名分でございます。固定資産税 3,270,402 円、31 名分でございます。軽自動車税 106,000 円、8 名分でございます。合計といたしまして 5,134,963 円でございます。また、30 年度 村税の不納欠損額は、個人村民税 2,708 円、1 名分でございます。法人村民税 158,700 円、1 名分。固定資産税 711,200 円、8 名分。軽自動車税 4,000 円、1 名分。計 876,608 円でございます。過年度分の収納率が大幅に上がっており滞納整理の努力が認められました。今後も、職員一丸となって力を入れていただきたいと思います。生坂村の貴重な自主財源である村税の滞納は、負担の公平性からも極力なくすよう、差し押さえ等の適切な執行をお願いするとともに、困難案件については、県の滞納整理機構や中信税務事務所等の協力をいただきながら、更なる努力をお願いしたいと思います。

次に、健康福祉課関係でございますが、補助事業については、その事業の対象経費、非対象経費をしっかりと把握したうえで、事業に支障のないよう行なってもらいたいと思います。

次に、振興課関係でございます。いくさかの郷の経理につきまして、生産者組合・農業公社等との費用負担が明確でない部分がありますので、プロジェクト会議などで検討していただき、改善されたいと思います。

次に、教育委員会関係でございますが、保育料過年度分の未収が無くなり、30 年度においても未収はありませんでした。なお、体育施設の老朽化につきましては、修繕箇所 の点検により計画的な改修を行なっていただきたいと思います。

続きまして、特別会計について申し上げます。

最初に、村営バスにつきましては、明科地区の利用者を増やすために市への働きかけや、広域事業としての方向性を出していくべきではないかと考えます。

次に、福祉センターやまなみ荘ですが、経営努力が認められます。村にとって、なくてはならない施設でありますので、これからも職員一丸となってサービスの向上に努めていただきたいと思います。また、イベント内容を毎年見直していただき集客に努めると共に、営業の仕方・客層等を研究していただきたいと思います。

次に、簡易水道でございますが、30 年度分の未収額 423,700 円、25 名分でございます。滞納繰越分 748,050 円、24 名分で、滞納額合計 1,171,750 円でございます。過年度分の収納率がかなり下がっていますので、他の課とも連携して滞納整理に努めていただきたいと思います。また、有収率が更に下がっていますので、漏水対策とともに水道施設改修に向けた財源確保を早急に行っていただき根本的に考えていただきたいと思います。

次に、国民健康保険であります。国保税未収額総額 7,864,836 円、31 名分でございます。収入未済額については、かなりの改善が見られ滞納整理の努力が認められますが、まだ滞納額は大きく、健全運営のためにも税務担当者等と連携を取り、更に滞納整理に力を入れるように希望します。

次に、農業集落排水ですが、30 年度農集使用料の未収額総額 832,250 円、23 名分。合併浄化槽使用料の未収総額 422,800 円、10 名分であります。農集と合併浄化槽使用料の未収総額は 1,255,050 円でございます。引き続き、滞納整理に努めていただきたいと思います。

次に、介護保険の未収額ですが、30 年度 228,580 円 4 名分、滞納繰越分 327,576 円、計 5 名分。滞納合計 556,156 円でありました。また、30 年度の不納欠損額は 202,160 円、7 名分でございます。過年度分の収納率が下がっておりますので、安定した事業運営ができるよう、滞納整理には更に力を入れるよう希望いたします。

最後になりますが、今後も、国や県の有利な補助事業の活用により事業実績を上げていただきたいと思います。補助事業の執行にあたっては、慎重に対応していただきたいと思います。

各課において、税金・料金等の徴収に努力をされておりますが、専門家と相談しながら、知識を深めていただき回収に努めるようにしてください。不納欠損・差押えについては、慎重に取り扱っていただきたいと思います。

全般として、経費を節約している努力が伺えます。これからも見積もり等で適正価格を把握し、経費の節減に努力していただきたいと思います。

今後、人口減少等により地方交付税等大幅に減収しますので、自主財源の確保、特に滞納分につきまして、引き続き努力していただき、安定した行政運営を推進し、確実な事業執行ができることを願い報告いたします。

○議長（平田勝章君） 以上で、監査報告を終わります。ここで、昼食のため休憩したいと思います。再開は、午後 1 時 20 分といたします。

◎日程 8・議案第 32 号（午後 1 時 20 分）

○議長（平田勝章君） 再開致します。日程 8、議案第 32 号「生坂村 過疎地域自立促進計画の変更について」を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、上程された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 9・議案第 33 号、日程 10・議案第 34 号（午後 1 時 23 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 9、議案第 33 号「生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案」、日程 10、議案第 34 号「生坂村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について」の 2 件を一括して上程し、議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

[(なし)の声あり]

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、議案第 33 号、議案第 34 号の 2 件を一括して上程し、議題としたいと思います。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

◎日程 11・議案第 35 号（午後 1 時 30 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 11、議案第 35 号「生坂村営水道条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

[振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、上程された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 12・議案第 36 号（午後 1 時 37 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 12、議案第 36 号「令和元年度生坂村一般会計補正予算【第 2 号】」を上程し、議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

○健康福祉課長（山本かつ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かつ子君 朗読説明]

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

[振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 教育次長。

[教育次長 山本雅一君 朗読説明]

○議長 以上で、上程された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 13・議案第 37 号（午後 2 時 06 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 13、議案第 37 号「令和元年度生坂村営バス特別会計補正予算【第 1 号】」を上程し、議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 14・議案第 38 号、日程 15・議案第 39 号（午後 2 時 09 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 14、議案第 38 号「令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 1 号】」、日程 15、議案第 39 号「令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 1 号】」の 2 件を一括して上程し、議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

[(なし)の声あり]

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、議案第 38 号、議案第 39 号の 2 件を一括して上程し、議題としたいと思います。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○議長 以上で、本日理事者より上程された 議案の朗読説明を終わります。

◎日程 16・総括質疑（午後 2 時 21 分）

○議長（平田勝章君） これより、日程 16、総括質疑に入ります。

日程 7 の議案第 31 号平成 30 年度決算の認定。

日程 8 の議案第 32 号の事件案 1 件。

日程 9 の議案第 33 号、日程 10 の議案第 34 号、日程 11 の議案第 35 号の条例案 3 件。

日程 12 の議案第 36 号、日程 13 の議案第 37 号、日程 14 の議案第 38 号、

日程 15 の議案第 39 号の令和元年度 補正予算 4 件の計 9 件について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔(なし)の声あり〕

○議長（平田勝章君） 質疑なしと認め、以上で総括質疑を終結いたします。

◎日程 17・議案の委員会付託（午後 2 時 22 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 17、議案審査のため、各常任委員会に議案を付託したいと思います。

ただ今議題となっております、日程 7・議案第 31 号から、日程 15・議案第 39 号までの、平成 30 年度決算の認定、事件案 1 件、条例改正 3 件、令和元年度補正予算 4 件の計 9 件について、慎重審議を期するため、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔(なし)の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。よって、日程 7・議案第 31 号から、日程 15・議案第 39 号までの平成 30 年度決算の認定、事件案 1 件、条例改正 3 件、令和元年度 補正予算 4 件の計 9 件について、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程 18・請願・陳情等の上程（午後 2 時 23 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 18、

請願 1 第 2 号 国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書

請願 1 第 3 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

陳情 1 第 4 号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書

陳情 1 第 5 号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

陳情 1 第 6 号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書
を上程し、議題といたします。

○議長（平田勝章君） お諮りいたします。ただ今、議題となっております、日程 18 の請願 2 件と陳情 3 件の内容はお手元に配布してあるとおりですので、朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審査願うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。よって、日程 18 の請願 1 第 2 号、請願 1 第 3 号、陳情 1 第 4 号、陳情 1 第 5 号、陳情 1 第 6 号の 5 件を、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。ここで、事務局に常任委員会付託案件表を配布させますので、しばらくお待ちください。

○議長（平田勝章君）　以上で、本日の日程はすべて終了致しました。次の本会議は、9月18日水曜日、午前10時から再開し、一般質問、委員長報告、討論、採決等を行います。本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。なお、この後全員協議会を第3会議室にて行いますのでお願いいたします。

起立。礼。

議 長 平田 勝章
署名議員 龍澤 龍一
署名議員 吉澤 弘迪

令和元年第3回 議会定例会議事録（9月定例会）

8 日 目

・一般質問 6人

・委員長報告

・質疑・討論

・採決

・議事日程の追加

追加議案

議員提出議案 2件

質疑・討論・採決

議員派遣の件

・閉会中の継続審査及び調査の申出

・閉会

・一般質問	4 P
一ノ瀬貞男議員	4 P
字引文威議員	9 P
望月典子議員	13 P
太田 讓議員	15 P
市川寿明議員	23 P
吉澤弘迪議員	33 P
・委員長報告	37 P
・質疑・討論	41 P
・採決	42 P
・追加議案	44 P
・発議	44 P
・質疑・討論	44 P
・採決	45 P
・議員派遣の件	45 P
・継続審査の申出	45 P
・村長あいさつ	46 P
・閉会	47 P

令和元年第3回 生坂村議会定例会

令和元年9月18日 午前10時再開

議 事 日 程

【8日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
3		委員長報告	
		質疑・討論・採決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉 会	

追 加 議 事 日 程

【8日目ー追1】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	発 議 第 4 号	国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について	
2	発 議 第 5 号	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出について	
3	発 議 第 6 号	私立高校への公費助成に関する意見書の提出について	
4		議員派遣の件	
		質疑・討論・採決	

出席議員（８名）

1 番	望 月 典 子 君	2 番	太 田 讓 君
3 番	一ノ瀬 貞 男 君	4 番	宇 引 文 威 君
5 番	瀧 澤 龍 一 君	6 番	平 田 勝 章 君
7 番	吉 澤 弘 迪 君	8 番	市 川 寿 明 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第 121 条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	中 山 茂 也 君
副 村 長	牛 越 宏 通 君	健康福祉課長	山 本 かづ子 君
教 育 長	樋 口 雄 一 君	住 民 課 長	松 沢 昌 志 君
会 計 管 理 者	藤 澤 正 司 君	教 育 次 長	山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長	平 野 公 恵 君	書 記	眞 島 弘 光 君
--------	-----------	-----	-----------

◎報 告（午前 10 時 00 分）

○議長（平田勝章君） おはようございます。最初にご報告申し上げます。
報道機関より傍聴の申し込みがありましたので、これを許可しました。なお、暑いようでしたら背広等はお脱ぎください。

◎再 開（午前 10 時 00 分）

○議長（平田勝章君） ただいまの出席議員数は 8 名全員です。定足数に達していますので、令和元年第 3 回 生坂村議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配布してあるとおりであります。

◎日程・1 会議録署名議員の指名（午前 10 時 00 分）

○議長（平田勝章君） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、8 番市川議員、1 番望月議員を指名いたします。

◎日程・2 一般質問（午前 10 時 01 分）

○議長（平田勝章君） 日程 2、一般質問を行います。一般質問の通告者は 6 名です。
受付け順に発言を許可します。最初に、3 番、一ノ瀬議員。

○3 番（一ノ瀬貞男君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○3 番（一ノ瀬貞男君） 3 番一ノ瀬貞男です。通告に基づき一般質問をいたします。
村民アンケート結果の村の対応は。平成 30 年度に村民アンケート結果が村づくり推進

室より行われ、この集計結果が出ています。一般の調査対象数は 1593、有効回答数 940、回答率は 59.01%でした。前回は 72%で、13%ほど低下しております。70 歳以上の回答率が 40%を占めており、前回第 5 回アンケート結果は 33.3%で村の高齢化が進んでいることが伺えます。今回のアンケート結果では、定住意向の村民と転出意向の村民との不満項目は同一であり、不満のワースト 1 が交通の便が悪いこと。次に生活用品の買い物が不便を理由に上げております。また、日常生活の重要度では、水や緑などの自然環境の満足度が一番高く、反面日常生活の買い物に対する満足度が低く、評価点はマイナス 1.5、重要度は 3.07 となっております。次に仕事環境の満足はマイナス 0.94 と低く、重要度は 3.03 と高くなっています。日常生活の買い物と仕事環境の重要度は高いが満足度が低い結果となっております。

この住民アンケート結果によると、交通の便が悪いこと、生活用品の買い物が不便なこと、そして仕事環境の満足度が低いこと等が、重要度は高いが満足度が低い結果と言えます。この集計結果は、生坂村が従来から抱えている課題として考えますが、住民の満足度を向上するために、今後どのような対策を立てていくのか村のお考えをお聞きます。

次に、村の施策についてもお聞きます。満足度の評価点が最も高いのが子ども子育て支援と児童福祉が別と 1・2 で、村が子ども子育て支援に力を入れている結果がアンケート結果にも出ています。ベスト 3 は消防・防災の整備、ベスト 4 は介護予防・介護サービスとなっており、村民は現状を的確にみて評価していることが伺えます。

村の施策で住民の満足度が低い、ワースト 1 は農家の後継者対策と遊休荒廃地対策、ワースト 2 は病院・診療所などの医療環境の整備、ワースト 3 は森林の整備、ワースト 4 は有害鳥獣、ワースト 5 は商工業の活性化で、いずれも評価点はマイナス 1.67 からマイナス 1.37 と低く、深刻な問題として提起しております。

重要度が高く、満足度が低い施策の 1 は、病院・診療所の医療施設、2 は公共交通機関の整備、3 は若者村内定住促進となっておりますが、この集計結果をどのように受け

止めているのか。重要度が高く、満足度の低い施策を向上させるために、今後どのような対策を考えているのか、また、村民アンケートの集計結果を公表は、いつ・どのようにしていくのかお尋ねします。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 3番、一ノ瀬議員の村民アンケートに関するご質問にお答えをいたします。

一つ目は、村民アンケート結果の村の対応についてのお尋ねであります。ご質問の中にありました村民アンケート結果につきましては、第6次総合計画の策定する上、基礎資料とするため、本年1月から2月にかけて小学4年生以上の全村民を対象に実施をいたしました。設問の多いアンケートでありましたが、村民の皆様にはお忙しい中ご協力をいただきましたことに、この場をお借りし御礼申し上げます。

この村民アンケートについては、只今申し上げましたとおり、第6次総合計画策定の基礎資料として実施したものであり、現在、その第6次総合計画策定のための振興計画審議会に諮問しご議論をいただいているところであり、アンケート結果や審議会委員の皆様のお考え、ご意見などにより計画を作り上げている途中でございます。

住民の満足度を向上させるため、今後どのような対策を立てていくのかという点については、振興計画審議会の答申と村長の政策方針などにより今年度中に策定する総合計画の各施策について、その計画期間である令和2年度以降10年間で、財政負担や事業効果などについて具体的に検討し、対策となる詳細事業を実施していくということになります。

次に、重要度が高く満足度が低い施策の向上のための今後の対策についてのお尋ねで

ございます。第6次総合計画で示される各施策について、村民の意向、重要度であったり、満足度などに添えるよう実施していくためには、アンケート結果を職員がよく理解をしていくことが重要だと考えております。アンケート結果や審議会での審議内容なども参考に、事業の重要度・優先度を検討するなど、実施に向けては議会や村民の皆様、関係者とも具体的対策を協議し、事業を進めてまいります。

三つ目のお尋ねですが、村民アンケート集計結果の公表についてでございますが、アンケート結果につきましては、村民の皆様がご回答をいただいたものでありますので、その結果については村民の皆様にお返しをしなければならないものと考えています。

集計結果につきましては、数値・グラフで示したものと、村民の皆様からお考えを記述いただいているもので、現在まとめているものをそのまま公表とするとすると、かなり量も多くなりますので、もう少しわかり易くまとめることはできないか、検討をしているところであります。公表方法については、第6次総合計画の中で一部になりますが記載することを考えております。しかし、それだけでは十分な公表とはなりませんので、その方法について検討しているところです。考えられる方法としましては、村のホームページや広報誌いくさかでの掲載、また、出来上がった総合計画は全戸に配布することとしておりますので、その際アンケートをまとめたものを一緒にお配りすることも考えられます。いずれに致しましても、総合計画完成までに村民の皆様にはアンケート結果の集計の公表をして参りたいと考えております。以上でございます。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 村民アンケート結果の公表は、村民懇談会においても早期に公表を望む声が出ております。総合計画完成までに村民に公表していくとの答弁です

ので、アンケート結果の集計を公表するように進めていただきたいと思います。村の意向、重要度や満足度が低い施策の向上のための取り組みや方向性は、今後審議会や関係者で具体的に対策を協議して進めていくとの答弁です。重要施策については、まちひとしごと創生総合戦略、PDCAサークルの進捗管理シートや施策評価シートの中に取り入れて、目標・進捗状況・評価を明らかにしていくことが、施策の継続と職員の理解度を向上していくために重要と考えますが、重要施策を達成する方法について再度お考えをお聞きします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番、一ノ瀬議員の質問にお答えします。重要施策を達成する方法につきましてでございますが、まず、村民の皆様によく質問に対しましてご回答いただきましたことに感謝申し上げる次第でございます。また、アンケートの結果、満足度・重要度の高い回答と、低い回答は、当村のような中山間地域の人口減使用・少子高齢化の顕著な村では全国的な傾向であると考えております。そこで国が地方創生を進めるようにと、それぞれの自治体に人口ビジョンとまちひとしごと創生総合戦略を策定させて、特色ある地域づくりを進めているところでございます。よって、重要施策を達成する方法につきましてでございますが、村づくり推進室長が答弁をしましたとおり、今後振興計画審議会の答申に加えまして、私の政策方針などにより策定いたします第6次総合計画の各施策につきまして、来年度から議員各位のご指導もいただきながら、具体的に検討し、事業を実施していきたいと考えております。また、一ノ瀬議員ご指摘のとおり、第2期のまちひとしごと創生総合戦略の策定も整合性を持たせていきながら、重要度の高いものには満足度を高くしていかなければなりません、大変難しい問題と

考えておりますので、振興計画審議会でご議論いただき、第6次総合計画を策定して参りたいと考えております。以上、答弁いたします。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 村民の重要度が高く満足度の低い施策については、私はワークショップやプロジェクトチームを作り、日常生活の便利性の向上や福祉向上の住民満足度を上げていくことが重要と考えておりますが、今後の村の取り組みを期待して、私の村民アンケートの集計結果についての質問をここで終わりとします。引き続きまして、次の質問を行います。

北海道標津町中学生との交流学習の成果は。今年度で2回目となる北海道標津町の中学生との交流学習が7月に行われ、紹介されておりました。それぞれの学校の特色や文化・歴史の見学を行い、知識と理解を深めていくことに役に立っていると思われま。標津町中学がホームページで紹介されていまして、学校の特徴を少し紹介します。標津町中学は、平成30年の調査で全校生徒数102名、1学年28名、2学年39名、3学年35名で、特色のある教育目標を掲げております。標津町中学の教育目標は「ひとりだちできる人間の育成」です。特徴は「ふるさと標津に根付いた教育の推進」、「体験から豊かな心へ」全学年を対象に体験を重視した総合的な学習を中心に、標津町の現在・過去・未来について、ふるさとを愛する心を育むことを狙いに、ふるさと学習の体験化に取り組んでいることです。1学年は農業・酪農業についての見学活動や調査活動の実施、2学年は林業についての学習で植樹や伐採、作品作りなどの活動を行っています。3学年は水産業について、地域ハサップ理解を中心に、修学旅行で標津町アピール活動を行うなどの取り組みをしています。生徒たちは、標津町の良さや課題を自覚して

未来の標津町を考えようとする態度が育んでいるとして、標津町中学のホームページに載っております。体験学習から「ふるさとを愛する心を育む」教育は、自分たちの住むところの良さや課題を認識して、将来の標津町を考えていくことで総合的な学習に繋がっていると考えられます。

生坂村の教育委員会においても、「子供校外活動支援」の推進を施策に掲げております。

「地域に根ざした教育の充実」の中で、「村に愛着と誇りを持てるような教育を推進していく」と施策評価シートに記載されておりますが、生坂中学校ではどのような、地域に根付いた体験学習をしているのでしょうか。また、総合的な学習による効果が出ているのでしょうか。標津町中学は自立教育を目標に掲げ、総合的な学習に力を入れていると考えられますが、生坂中学では、どのような生徒像を目指しているのでしょうか。最後に標津町中学校との交流学习の成果と、今後の交流計画について教育長にお聞きします。

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 教育次長。

○教育次長（山本雅一君） それでは、まず初めに私の方から、地域に根差した体験学習として今年度生坂中学校が行っている総合的な学習の取り組みと、その効果についてお答えいたします。

今年度、中学校では、昨年度から行われてきている総合的な学習の時間のあり方を指導者主導から生徒主導に変え、生徒自らが考え実践できるような形態を導入し、さまざまな学習に取り組んでおります。

まず、1年生から3年生合同で行う縦割総合では、生坂村の伝統文化である「龍翔太鼓」と、「犀龍小太郎人形劇」の活動に取り組み、今月末の「かしわ祭」や村の「赤とんぼフェスティバル」での発表を目指しております。

また、学年ごとに行う学年総合では、1年では「生坂村を知る」として地域学習で大城・京ヶ倉を歩き、自分たちの故郷を知り、この情報を発表する活動に取り組んでいます。2年生では、「生坂村を発信する」として北海道標津町交流学习を通じて生坂村を交流相手に紹介できるよう調べ、発表しています。また、標津町や北方領土についても事前に学習をし、現地で確かめる活動を行う予定にしております。

なお、今年度5月に行った事前準備の時間では、2年生が役場を訪問し、村の行事、名物・特産品、歴史、文化財などについて学ぶ機会がありました。講師には副村長と私があたり、おやきなどの粉食が伝統食となった背景やブドウが村の特産品になった流れ、また、村内の行政区と人口などについて説明しましたが、普段聞くことのない生坂村の話に生徒たちは、要点をメモしたり、興味深く耳を傾けておりました。

最後に3年生は、「生坂村に貢献する」として福祉学習の中で「災害福祉」に視点を置き、今年度、地区の自主防災会や関係機関などの協力をいただき、生坂村の防災について自分たちの目線で考え、災害が起こってしまったとき、動けるようにする取り組みを行うなど、生徒・先生が地域とつながる活動に取り組んでおります。

このような「総合的な学習」は、生徒たちが人・物・事への関わりを主体的に行うことを通じて本年度、中学校の重点目標でもある「対話力を高める」ことにつながり、また、生坂に対する思いを自分事として捉えることができるようになり、村外の方に対しても自信を持って生坂村のことを発表発信できるというような成果につながっていると思います。以上、答弁とさせていただきます。

○教育長（樋口雄一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育長。

○教育長（樋口雄一君） それでは、私の方から、「生坂中学校がめざす生徒像」及

び「北海道標津町中学校との交流学習事業」に関するご質問につきまして、お答えいたします。

最初に「めざす生徒像」についてでございますが、今年度、生坂中学校では、「自分の進路に向けて、学習に根気強く取り組む生徒」「相手の立場にたって行動できる思いやりのある生徒」「失敗を恐れず、自信をもって自ら行動する生徒」という、3つの「めざす姿」を掲げて、取り組んでおります。この姿に近づくために、さきほど山本次長からも答弁させていただきましたが、「総合的な学習の時間」において「地域から学び、地域に貢献できる生徒の育成」ということに重きを置いて、授業が行われているところでございます。

続いて「北海道標津町中学校との交流学習事業」に関するご質問について、お答えいたします。この交流学習事業につきましては、議員ご承知のとおり、双方の中学生が相互に訪問を行い、学校交流により絆を深め、同時にその土地の伝統及び自然・文化等を理解することにより、村の将来を担う感性豊かな人材として育ててほしいということで、昨年度から実施しているものでございます。

今年度は、まず、7月下旬に標津町の中学生9名を当村に迎えまして、延べ3日間の交流学習事業を実施いたしました。特に大きなケガや事故もなく、参加した全員が満足して事業を終えることができました。事前準備等に携わっていただいた関係者の皆様には改めて感謝を申し上げる次第です。

さて、この事業の成果でございますが、私も7月の標津町中学生訪問時には3日間参加させていただきましたが、最終日の送別式の後、今回参加した生坂中学生から感想を聞く機会がございました。私は、「バーベキュー交流会が楽しかった。」「標津町の中学生と友達になれてよかった。」といった声が多いのかなと思っておりましたが、実際には、多くの生徒から、「これまで村で暮らしてきたけれども、今回、今まで経験したことがないパラグライダーやおやきづくり体験ができてよかった。」という感想を聞くことができました。

私は、そういった感想を聞くことができましたので、この交流学习事業の成果とすれば、いわゆる「ふるさと教育」ということで、生坂村の自然や歴史、文化に対する理解を深めることができ、村に誇り・愛着を持つ一助になっていると考えているところでございます。

また、今後の交流計画についてでございますが、来月 10 月の下旬には、標津町への訪問が予定されておりますので、終了後に、しっかりと今年度の実施内容等の評価を行い、改善すべき点は改善を行って、次年度以降の交流学习につなげて参りたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、引き続き、こういった事業等を実施することによりまして、生坂の児童・生徒が、村に対する愛着や誇りを一層持つことができるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○3 番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○3 番（一ノ瀬貞男君） まず、ただ今の山本教育次長の答弁内容について、お聞きしました内容について、ちょっとコメントしたいと思います。まあ、1 年生から 3 年生までいろいろな地域に根ざした総合的な学習に取り組んでいるということがわかりました。まあ、中学生としての学力向上はもちろん重要ではありますが、総合的な学習を通して生坂村を知る、そして、その良さを発信できることは将来必ず活かされてくるものと思います。そして、生坂村に誇りと愛着を持つことで、将来生坂村を良くしたい、生坂村に住みたいと思う生徒が多くなると思いますので、これからも地域とつながる活動に取り組んでもらいたいと思います。

次に、標津町中学校との交流学习事業は、双方の伝統文化や自然環境の違いを理解す

ると同時に、中学校の重点目標である対話力を高める事にも寄与しているものと思われます。標津町との違いを知ることで、生坂村の理解を深めることになり、教育長のおっしゃるように、交流学习事業は重要なふるさと学習になっていると私も思います。また、目指す生徒像は、勉学に根気強く取り組む、思いやりのある生徒、自信をもって行動する生徒を目標に掲げて取り組んでいるとのことですので、これらの実践により生坂中学校の特徴として、また伝統として継続していくことを希望しております。来月には生坂中学校が標津町中学への訪問が計画されているようですので、標津町との生活環境や文化の違いを知り、生徒からの感想を基に次年度以降の交流学习に繋げていくことを期待して、私の一般質問を終了いたします。

○議長（平田勝章君） 次に、4番、字引議員。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4番（字引文威君） 4番議員。字引文威です。通告に基づき一般質問をさせていただきます。内容は、スカイスports公園「障がい者用パラグライダー」PRについてお伺いいたします。生坂スカイスports公園は、平成3年に大蔵北斜面の立地にハンググライダー並びにパラグライダーの滑空場としてオープンし、村としてスカイスports公園として施設の整備をされてきました。それから約28年を経過し全国のスカイスportsを趣味とするフライヤーの大切なフライトエリアとなっております。

その後、ハング・パラグライダーの性能、安全性の向上と変革を経て長野県各所にフライトエリアが設けられてきました。その多くは山岳部スキー場を利用した所で健常者のフライヤーを対象にしたフライトエリアであります。ほとんどのエリアは冬季はクロ

ーズとなります。

生坂村スカイスports公園は、通年利用が可能で、牛沢地域に下部練習場兼着陸場があり、フライヤーの講習場所を設け、パラグライダー体験、初心者講習場並びに高高度飛行着陸場所として整備されてきました。標高 700 メートルにあるスカイスports公園は、約 10 人程の宿泊可能なログハウス、ピザが焼ける石窯、炊事場、休憩ができる東屋、障害者も利用できる水洗トイレ、車両も直付けできる駐車場など、他のフライトエリアより施設が充実しております。また、公園は芝生で整備され、そこから見渡せる生坂村の絶景ポイントとなっております。朝は犀川の朝霧が雲海のごとく広がり雲上の公園となり神秘的な景観となることもあります。

平成 30 年に生坂スカイスports公園の立地条件に障害者にも利用できる装備として、県元気づくり支援金事業で障害者の方々にもパラグライダーの魅力を感じてもらうため、障害者用パラグライダーハーネス、車いすですが、を導入し、バリアフリーな生坂村を満喫してもらえるようになったと思います。来年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。当村としてもこのバリアフリーな環境を県内外のハンディキャップのある方々に対し、大いに利用してもらえよう生坂村をPRすることが重要と考えます。まず、振興課長に質問いたします。障害者パラグライダーの利用状況実績について質問いたします。また、その利用者の感想等がありましたら教えていただきたいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 4 番、字引議員ご質問にお答えします。

障害者パラグライダーの利用状況実績、また、利用者の感想ということでございますが、

障害者用パラグライダーにつきましては、字引議員お話のとおり、平成 30 年度地域発
元気づくり支援金事業によります「信州いくさか 空のバリアフリー事業」によりまし
て、普及とPRに向けた「車イスパラグライダー体験」を村常駐パラグライダースクー
ル「生坂スカイスポーツ」指導の下にスカイスポーツ公園にて行っております。、4月
から11月までに男女が20名が体験、また6月から8月までのうち7日間企画をしまし
た、やまなみ荘に宿泊すると無料体験できる「車イスパラグライダー無料体験会」、こ
の企画には男女18名の方に参加をいただいております。

またこの事業でPRに効果的なVR動画を作成し、360 度映像を撮影したVR空間、仮
想現実でございますが、での車イスパラグライダーの映像体験を可能としまして、こと
により、信州夢街道フェスタ等へのイベントへも出展し、体験型のPRを実施している
ところでございます。

こうした事業を展開し、これまでに新規で当村に訪れた車イスパラグライダー体験者
は50代後半から60歳以上の9名で、車イスを利用されている方もいらっしゃいました。
『まさか出来るとは思っていなかった。』ですとか、『とても感動した。』などの喜びの
声が聞かれております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4番（字引文威君） ありがとうございました。私もパラグライダーをやっている
者として、スカイスポーツを多くの方に体験していただき、スカイスポーツの醍醐味、
普段感じられない爽快感を感じてもらえることを嬉しく思っております。

次に、元気づくり支援金で導入障害者用パラグライダーハーネスは、基本的にはその
運用責任は村に帰属するものと考えられます。安全な運用について、村は安全管理面を

考慮し、どのようにパラグライダースクールに対し指導・管理されているのか、振興課長に質問いたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 字引議員ご質問にお答えします。車イスパラグライダーの運用方法について、また、安全管理面を考慮したパラグライダースクールへの指導方法についてでございますが、導入しましたパラグライダーハーネス、車イスでございますが、現在、生坂スカイサポートとの契約により、生坂スカイサポートに機材を貸し付けております。また、機材の運用方法、正常な機能を保つための保守・点検・整備の実施についても指導をしているところでございます。今後はより安全な運用を図るため、定期的な整備点検記録簿等の提出等を義務付けることを検討しております。以上答弁いたします。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4番（字引文威君） 一応、今指導されているというお話でありましたけれども、パラグライダーなどの機材は、メーカーなどで安全運用時間なども設定され、その範囲で使用されるもので、当然、車イスパラグライダーハーネス機材も、細部にわたり点検実施され安全に運用をされるようにしなければならないと考えます。よって、整備点検簿の作成並びに実施確認を行わせ、その報告を義務付けさせるよう指導されることをお

願います。また、機材使用記録簿なども作成し、使用累計時間、整備点検記録なども保存できるように指導をお願いいたします。

続きまして、村長に質問させていただきます。当村としても、このバリアフリーな環境を県内外のハンディキャップのある方々に対し、大いに利用していただき、生坂村を知ってもらえるようPRする必要があると思います。今までも中信地区のイベント等で村の産業並びにパラグライダー等のPR活動をされていますが、もう少し広げて中部地域、関東甲信越地域等、広範囲に対しPRが必要ではないかと考えます。利用が増えることは、生坂村がハンディキャップのある方々に優しい村としてPRでき、また、来村される場合やまなみ荘、いくさかの郷の利用も増えることが期待されます。如何でしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番、字引議員の質問にお答えをいたします。車いすパラグライダー等のPR活動を、もう少し広げてPRすべきだということではありますが、現在当村では、振興課長が答弁しました他に、私が毎年度参加をしております松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡合同、障害者スポーツ大会では、パンフレットをお配りしておりますし、県の障害者スポーツ協会にもパンフレットをお送りして、当協会のイベント時に配布をしていただいております。また、今月8日、日曜日に行いました銀座NAGANOの生坂村PRイベントでも、動画を使ってしっかりPRさせていただきました。その他にも毎年度10回ほどの県内外の物産展やイベントでも生坂村のPRと一緒に、車いすパラグライダーのPRを広くさせていただいておりますし、長野県の塩尻市、安曇野市のシニア大学でも概要を説明した後にパンフレットをお配りして、高齢者でも楽

しめることをPRしているところでございます。今後も障害をお持ちの方が、なかなか経験できないパラグライダーを、多くの方に知っていただき、生坂村に訪れる方を増やすために広範囲でのPRに努めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4番（字引文威君） ただ今村長より、広範囲へのPRに努めていただけるとお話をいただきました。それには、行政トップの方々の体験談など発信していただけると、より身近なPRになるかと思えます。村長、副村長に対し、村内にこのようなスカイスポーツが体験できる場所がありますので、行政のトップとしてぜひ体験していただき、大いに外部にPR発信していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは4番、字引議員の質問についてお答えをいたします。村長、副村長がスカイスポーツを体験して、外部へのPR発信についてですが、私が振興課で建設係長を担当していた頃に、初心者コースでパラグライダーの体験を行い、20メートル位、低空で飛んだ経験がありますので、この経験を思い出して活かしたり、今後も体験する機会がありましたら、率先して行ってフェイスブックなどでPRできればと考えております。以上、答弁といたします。

○4 番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4 番（字引文威君） スカイスports公園は、村の公園施設で村の重要な観光施設の一つとなってきました。その観光資源を大いに活かし、村に来られる方を増やしていけたらと考えます。また、近年働き方改革、ワーケーションなど働き方の変化もあります。当村の良さを大いに外部にPR発信をお願いし、村の良さを移住などの促進、並びに促進を期待し私の質問を終わります。

○議長（平田勝章君） 次に、1 番、望月議員。

○1 番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1 番（望月典子君） 1 番、望月典子です。通告に基づき質問させていただきます。本日は、里山整備について、二つほど質問いたします。村の森林の面積は 3166 ヘクタール、その内公有林は 421 ヘクタール、残りはすべて私有林です。今日は、その私有林の整備についての質問です。生坂は風光明媚な景観が自慢です。痛んだ木を伐採し、丈夫な木を育て、また景観を守るためにも整備が必要です。でもそれは持ち主の方にとってはとても大変なことです。そこで最初の質問です。現在、村に私有林の整備のための補助制度はあるのかという事です。二つ目の質問に移ります。生坂は林業に従事している人は少ないと聞いています。整備には人手が必要です。また、重機を扱うため免許も

必要になります。間伐した木を板状にしたり、チップにすれば販売できるし、製品にして利用することもできます。行政主導で講演会、現地視察体験ツアー等を企画して、住民の意識向上を図ってほしいと願っています。そこで二つ目の質問です。人材育成のための補助金を使うという考えはお持ちでしょうか。以上二点、振興課長にお伺いをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 1 番、望月議員のご質問にお答えします。

当村の面積の約 8 割が森林と、恵まれた環境にありますが、多くは外来材の普及による国産木材の需要の低迷や高齢化・過疎化により手入れが行き届かず建築資材とならない森林がほとんどと思われます。

長野県では先人が育ててきた森林を健全な姿で次の世代に引き継ぎ、森林の恩恵を受けている県民みんなで森林づくりを支える仕組みとして、平成 20 年度から長野県森林づくり県民税森林税でございますが、導入をいたしました。国におきましても今年度、森林環境譲与税に関する法案を成立させ、その税収を間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとしています。

望月議員ご指摘のとおり、村の景観を守り資源としていかに後世に残していくか今後課題となることが考えられます。

そこで、一つ目の質問「私有林整備のための補助制度の有無について」でございますが、先の県の事業であります、森林づくり県民税事業による「みんなで支える里山整備事業」によりまして、当村でも過去に高津屋森林公園管理組合による森林整備事業に対して補助事業を実施した経過もございます。本年度については、補助の嵩上げ分として通常間伐 1 ha 当たり 30,000 円の補助金を予算計上しているところでございます。

また、国の森林環境譲与税によります、適正な森林の経営管理をすすめる森林経営管理制度の導入に向け準備をしている状況です。

つづきまして、二つ目の質問の人材育成に補助金を使う考えはあるかでございますが、先の県民税事業によります「みんなで支える里山整備事業」は、機材の整備や森林整備、講習会関係など、人材育成に関するメニューもございますので、要望等によります事業の実施は可能であると考えます。望月議員お話のとおり、木材加工やチップなどを生産加工し商品化する事によりまして、道の駅などでの販売も可能となるとともに、森林環境の保全や里山整備の促進、森林への村民意識の向上にもつながるものと考えられますので、事業の支援につきまして行政としましても支援して参りたいと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

○1 番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1 番（望月典子君） 答弁ありがとうございます。答弁を聞いて、補助制度が有るとわかりとても安堵しております。実は、ネットで調べたんですが、下伊那の大鹿村に間伐1ヘクタール当たり10,000円という補助整備事業というのがありまして、もし生坂に制度がなかったら是非そういうものを作ってほしいなと思っておりました。補助制度があるとわかり、大変有難く思います。あの、みんなで支える里山整備事業を使うということですが、これは森林税で私達も幾ばくかの税金を払っているわけですから、整備のために今後も嵩上げをどんどんしていただいて、持ち主の方も活用していただけたらいいと思います。

次に、二つ目の答弁についてですが、質問の中でも触れましたが、林業就業者は成り手が少ない難しい職業だと思います。みんなで支える里山整備事業を使って、人材育成をやっていただけるという事ですが、今年度から全市町村に国が160億円を配分する森林環境譲与税があるという事を新聞の記事で知りました。これを使って人材育成をして

いただけるというふうに私は望みますが、いかがでしょうか。それについて、一つ追加質問をさせていただきたいと思います。実は最初の答弁の中にあっただけですけど、「国の森林環境譲与税によります、適正な森林の経営管理をすすめる森林経営管理制度の導入に向け準備している状況」とお答えいただきましたけど、これをもう少し具体的に教えて頂きたいと思います。それとつなげて、それは人材育成にも関与するのか、人材育成につながるのかという事も質問したいと思います。よろしくお願いします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 望月議員のご質問にお答えします。今ご質問いただきました、森林環境譲与税でございますが、先ほど答弁させていただきました森林の経営管理制度、この制度は森林環境譲与税を財源にするものでございます。この森林経営管理制度でございますが、経営管理がされていない森林について市町村が仲介役になって、森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築し、担い手を探すという制度でございます。市町村が対象森林を抽出して、所有者の確認をした後、所有者に対して今後どのように経営管理したいか意向調査を実施いたします。その結果、市町村に委託したいとの回答があった場合、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託いたします。また適さない森林につきましては、市町村が管理を実施するというものでございます。村では現在対象となる森林の抽出を実施している段階でございます。そのため、本年度は基金を設立しまして、交付されます森林環境譲与税、約 60 万円程になるかと思われませんが、こちらの譲与税に関しましては積み立てることを予定としております。今後、この事業によりまして森林の適切な手入れですとか、お話のありました人材育成、また木材利用の促進等につながりますよう、進めて参りたい

というふうに考えております。以上、答弁いたします。

○1 番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1 番（望月典子君） ありがとうございます。整備にしましても、人材育成にしましても、いずれもとても時間のかかることだと思います。それで、10 年を一つの目標として考えて頂けたら、私はいいなあと思っております。あの、幸い生坂には林業に携わっている若く頼もしい人がおります。そういう人たちとも連携して、行政がまず主導権を握って住民の意識を高めていただき、村民も一緒になってこれから目標に向かって補助金を使ったり、いろいろ工夫をしながら森林を奇麗にして、風光明媚な、それと村の資源を残していただけたらとても嬉しく思います。以上で私の質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平田勝章君） はい。一般質問を続けます。2 番、太田議員。

○2 番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2 番（太田譲君） はい。太田譲です。通告に伴い、質問いたします。

私はこの1年間、人口減使用対策について考えていきたいという事で、今回は結婚・住居対策という事で質問をしていきたいと思っております。

はじめに、これまで私は山雅のホームタウン契約やスタメン開発、総合グラウンドの人

工芝化やスカイスポーツ公園と高津屋森林公園にオートキャンプ場開設の提言など人口減少抑制対策として村のPRと交流人口を増やすことの重要性を発信し活動してきました。基本的にその考えはこれからも変わらないんですけれども、今は全国の市町村でも交流人口の大切さに気が付き様々な試みや発信を進めてきた成果も出はじめている自治体もあります。ですが今回は少し角度を変えて人口減少抑制に向けて考えていきたいと思います。外から新たに移住してきてもらうことも重要ですが、村内の独身者に対する結婚支援にも力を入れていくべきと考えます。いくさか「村づくり」計画にある、結婚相談支援、平成29年度に県がおこなっている「ながの結婚支援ネットワーク事業」へ参加し、「ながの結婚マッチングシステム」が利用可能となり個人登録料の助成と個別相談を行ない、出会いの機会を増やし少子高齢化に寄与する。とあります。現在の登録者数・個別相談件数の状況と、今後どのようなアクションを考えているのかお聞かせください。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、住民課長。

○住民課長（松沢昌志君） それでは、2番太田議員のご質問にお答えさせていただきます。ながの結婚支援ネットワーク事業の登録状況と、今後アクションについてというご質問でございます。

村の結婚相談所ハピネスクナビの利用については、村政懇談会の折にも全区で活用をお願いして参りました。しかし、6月定例議会瀧澤議員の一般質問で「登録には至っていない」とお答えした状況から現在も変わっておりません。結婚相談所とながの結婚マッチングシステムについての広報が不足しているかと思ひまして、村内向けの配布チラシの内容を刷新しまして、改めて全戸へ配布も行っておりますが、それでも連絡、問い合

わせ、個別相談等はない状況で、結婚相談所「生坂村ハピネスなび」及び、「ながの結婚マッチングシステム」へ登録された方はおりません。「ながの結婚マッチングシステム」登録料の助成につきましては、全額を助成するということを併せて広報を行っております。全戸配布のチラシにつきましてはご本人だけでなく、ご家族の方が見てご本人と話されることを期待しておりますが、反応がないという状況から、それも難しいことなのかと感じております。

今後につきましては、結婚支援企画検討委員会を開催いたしまして、方向を検討しなくてはいけないと思いますが、村内からの反応が無い状況でございますので、今、30代40代の独身の消防団員を対象としたアンケートを行っております。アンケートの内容につきましては、①結婚したいのか。②村の結婚相談所を知っているか。また、利用する気はあるのか。③どんな婚活イベントだったら参加したいかという内容であります。この結果も参考に検討委員会で検討いただきたいと考えております。

平成 27 年に実施いたしました人口ビジョンの村民へのアンケートからの抜粋では、独身の方への質問で 108 名、約 6 割の方が「いつかは結婚したい」と結婚に前向きでありました。一方、結婚する気はないという回答した方が、53 名、約 3 割もいらっしゃいました。結婚していない理由として多かったのは、相手にめぐり合わない方が 71 名と多かったのですが、貯蓄や資産・所得が足りないから 52 名、今は仕事や趣味やレジャーをしたいなど 27 名の方、いろいろな理由で結婚希望のタイミングが合っていないという方もおりました。また、異性とうまくつきあえないとの回答も 17 名の方からありました。結婚しなくても困らないからとお答えいただいた方は 26 名でしたので、結婚しないという方の半数になります。このアンケートから 4 年たちましたが、「結婚したい」とお答えいただいた方達がどうなったのか、結婚相談所を設立しましたが、なぜ問い合わせがないのかは、わかっておりません。

今後の方向としましては、結婚相談所への登録はしていないが、結婚に前向きな方がいらっしゃいましたら、登録するよう再度広報をするとともに、婚活セミナーなどを開催

いたしまして登録者の魅力を引き出すことも考えていかななくてはいけないと思います。
村外で登録している、または、民間の結婚相談所を活用しているということでありましたら、協力できるよう助成を考えてもいいかと思います。

結婚に何らかの不安がある方には、結婚相談所で相談に応じておりますが、両親や友達等、ご本人でなくても相談できる旨の広報等を考えなくてはいけないと感じております。
また、いろいろなケースがあろうかと思しますので、個々の状況に合わせて対応させていただきたいと思います。

今後につきましては、結婚支援企画検討委員会を開きまして、アンケート結果や近隣市町村の婚活イベントの開催状況等もお示しした上でご意見を伺いまして、今後の方向性を検討する予定でおります。以上で答弁とさせていただきます。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田譲君） 再質問をします。26年の5月から結婚支援の検討会を立ち上げてイベントを何回か開催したり、独自の研究・企画をしてきたのに30年4月の段階で「結婚支援企画検討会」では、ながの結婚マッチングシステムを利用した結婚支援を行っていく、という方針を出しておりますけれども、今まで独自に活動をしていたものをどうしてここでマッチングシステムで対応していくというふうになったその経緯がわかれば教えてください。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、住民課長。

○住民課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。議員ご指摘のとおり平成 26 年 5 月に第 1 回の生坂村結婚支援企画検討委員会を開催いたしまして、その 7 月には「しあわせ信州婚活サポーター」の登録の関係を話し合っております。また、11 月には「しあわせ信州婚活応援団」として登録をさせていただきまして、12 月 20 日に行いました「生坂 I コン」こちらの関係の告知をハピネス信州の方へ登録をさせていただきまして実施をしております。このハピネス信州を見て応募されたという方につきましては、男性が 3 名、女性 1 名おりました。ちなみに参加者ですが、男性 8 名、女性が 9 名ということで生坂村からは 1 名参加しております。また、生坂 I コンにつきましては、平成 27 年の 12 月 19 日にクリスマスケーキのデコレーションですとか、クリスマスパーティーを開きまして、男性の方が 12 名、女性 13 名参加しております。村内からは 1 名の方の参加をいただいております。第 3 回目といたしまして、平成 28 年 12 月 3 日にピザの関係で生坂 I コンを開催いたしまして、男性 9 名、女性 5 名参加いただいております。第 3 回目につきましては、生坂村からの参加者は 0 でありました。イベントにつきましては、平成 29・30 年と計画はしておりましたけれども、担当していた大好き隊員が退職した関係でイベントの実施はできておりません。平成 26 年度より県の次世代サポート課と連携をとりまして、結婚支援に関する事業を行ってきましたが、実績を上げることが出来ませんでしたので、村としても結婚を希望する方、その家族と直接相談に応じるための方策を検討する中で、結婚相談所を開設いたしまして、ながの結婚マッチングシステムの利用団体となることで、その情報を活用いたしまして相談に応じるということとなりました。一応、婚活イベントと県の結婚相談所の関係、並行して進んでいたわけなんですけれども、婚活イベントの方が途中消えてしまったという形にはなっております。以上で答弁とさせていただきます。

○2 番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田譲君） 今回の答弁の中で、並行して行っていたが、たまたま大好き隊員の退職により企画の方だけがストップしてしまったと。ですが、イベント自体もこれまでの開催回数、人数的にはわかりませんが、村内の参加者が極端にやっぱり少ない。で、そういうことも踏まえながら、更にこう、なんというか登録ですね、支援センターの方の登録、マッチングシステムの方ですね、そちらの方の登録を促すといったところでも反応が無い状況が続いている。やはり何かもうちょっと根本的に考えていかなきゃいけないのかなあということが考えられるんですが、アンケートの結果から見ても様々な理由もありますし、そもそも結婚を考えていないという方もいらっしゃると思いますので、結婚を考えている方をメインで少し考えていかなきゃいけないのかなあという思いはあります。また、そういうのも周知だけではなくて、やはりこちら側からもアクションを起こすような何か考えも必要なのかと思います。そのイベントの方の関係とか、そっちの方なんですけれども、6月の瀧澤議員の質問で、住民課長答弁であった消防団員アンケートは女性が少ないので、女性に向けた活動も考えていきたいと。また、松本山雅と連携したイベントも何か考えていきたい。というふうな答弁がありましたが、その後、そちらの方に進展はございますでしょうか。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、住民課長。

○住民課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。まず、6月の瀧澤議員の一般質問でお答えしました、信州朝日村で予定しておりました「消防男子との婚活イベ

ント」の状況について報告をさせていただきたいと思います。「消防男子との素敵な出会い in 信州朝日村」ということで、6月30日に朝日村の方で開催をされたイベントであります。

参加者につきましては、男性10名、女性10名ということで、男性の参加者につきましては独身のスタッフ2名も含まれているということでもあります。今回、男性の消防団員、元消防団員限定で募集をいたしました、定員にはならなかったということでもあります。通常の婚活イベント、村外に向けますとすぐに埋まってしまうという状況でありますけれども、やはり村内の方の婚活を進めるということで限定したということでもありますけれども、なかなか集めるのに難しかったというふうにお聞きしております。また、朝日村ですが、アンケートでは90%の方が、是非結婚したい・出来れば結婚したいという方であったということですが、それでも20名集めるのが難しいということでありました。一方、女性につきましては東京からの参加者が2名、静岡県からも1名あったということで、参加者については全員村外からということでもあります。この県外からの参加者につきましては、県の方のホームページを見て申し込みがあったということでもあります。また、この9月29日にも同様のイベントを予定しておるとの事でもありますけれども、こちらにつきましては男性の参加者を村内在住の男性に広げているということで、参加者の拡大を図っているようでございます。それと、女性の方の婚活支援ということでもありますけれども、今後の方向性といたしましては、村内からの反応が、登録におきましては無いという状況でありますので、今、今後のイベントをどうやって開催すればいいかなど迷っている状況でありますので、消防団へのアンケートを一つの目安になればいいと思って実施しております。消防団員につきましては、約30名に発送しております、男性の独身者30代、40代の方に限りますと約3割をカバーしているかと思います。村内には女性の参加者もおりますが、この方達におきましても支援は必要であるというふうには思っております。ただし、この人達をどのように集めたらいいのか、その方策がまだ分かってはおりません。また、この人達にこちらからの情報が届いているのかど

うか、それもちよっとわからない状況であります。イベントにつきましては、「いくさか i コン」ではやはり村内からの参加者が少ないということでもありますので、今後どのように開催すべきなのか、ご検討いただきたいというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田譲君） 消防団員の方のアンケートは3割くらいを独身者をカバーできていると、質問ではちょっと女性に向けた活動も考えていくといったような、何か考えていますかと言ったんですが、なかなか考えが出ていないということでもいいんですかね。で、山雅と関連したものを何か考えていますか。といったところで今の答弁の中にないということは、今のところそういう話も出ていないということよろしいですか。

朝日村で開催した「消防男子との素敵な出会い i n 朝日村」の情報を収集してということで、村内の元消防団員を対象にという感じだったらしいですが、10名、うちスタッフ2名という男性参加者、女性の方は県外からも来られているし、村外の女性が全員参加者ということで、そのへんの一定の周知が素晴らしいのかなと思うんですが、やはり定員に満たない、生坂の i コンをとってみても村内の参加者は少ない。

そこでなんですが、以前にも開催際した「いくさか i コン」や相談所ですね、について村内独身者に私の方で個人的に聞いてみたことがあるんですけども、内容については、様々、一緒にケーキを作るとかピザを作るとか、イルミネーションの点灯をする、そういうような感じで検討委員会の方が、本当に一生懸命考えて下さって、工夫してくださっているというのはものすごく感じるそうです。明らかに出会いを求めている参加者であったりとか、まあこれは信憑性が無いのであれなんですが、「呼ばれたから来た」

というような方もいたり、やまなみ荘を会場とした婚活イベントだとやはり地元の方はアンケートにもあるように異性とうまく付き合えないですとか、そういうような回答もある中、顔見知りがいったり、小さい地域ですので後に話題になったり、というような事を考えてしまうと、どうしても参加に前向きになれないという意見がありました。

民間の相談所に登録している方がいるとすれば、やはり同じ理由の方も少なからずいるのではないかなと思います。そこで少しでもそのハードルを下げる方策として、生坂村をはじめ松本山雅のホームタウンは7市町村あります。その7市町村に山雅を絡めたアルウィンでのホームタウン合コンていうようなものを提案してみてもどうでしょうか、という事です。観戦に行った方がこの中にいらっしゃればわかると思うんですけども、試合の観戦中にいいプレイや、山雅が得点など入れた時には、もう全然知らない今日初めて目の前にいる人であったり、後ろの方、そういう方と会話をしたり、点入った時には私もやるんですけども、全然知らない人でも喜んでハイタッチを交わすような感じで、ものすごく、あっという間にコミュニケーションが取れるんですね。あまり壁がないというか、そういうところに抵抗なく、そういった行動がとれます。それを婚活グループといった形で一緒に観戦すれば、そのへんのうまく接することが苦手な方であったりとか、すぐ壁を作ってしまうような方でも、コミュニケーションが取りやすくなり、即カップルになれなくとも、次節一緒に応援に行こうとか、仲良くなったグループ同士で観に行こうとか、ていうような形で関係性ができる可能性も高まると思いますし、10,000人以上詰めかけるアルウィンなら顔見知りだとかもほぼ気にならないはずだと思いますので、そうすることによって参加者の増にも繋がりますし、朝日村でもやっているように地域の市町村どこでもそういう問題抱えていますので、やはりここは連携をとって上手くやって結果を出していく方向に向けていくべきだと思います。そうすることにより、村内の独身者が少しでもゴールできて、こちらに定住してもらえるような感じで、これからもしっかり取り組んでいってもらいたいなあとというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、住民課長。

○住民課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。ただ今、太田議員の方から大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。おっしゃるとおり、一つの共通の話題がありますと非常にコミュニケーションが進むかと思いますので、是非参考にさせていただきたいと思います。ちなみに、やはりこの近隣町村でも連携したイベントの方は行なっておるようでして、単独で行っておるものでありましても会場は村外に移す、または、木曽の方では郡を上げて一つの開催をしているところもあるようでございます。そのようなものを参考にしながら、また今後進めていきたいと思います。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田譲君） そうですね、様々連携しているところもいっぱいあると思いますので、そのへんの事例を参考にしながら、是非進めて行ってください。

次に、住居について、空家対策の方ですね、住居についてですが、現在若者定住促進住宅をはじめ村営住宅の入居状況は盛況でほぼ空が無い状態だと聞いております。様々な理由があるかと思いますが、要因の1つとして、村が子育て支援に力を入れてきた成果の表れではないかと私は感じています。1つ目の質問にも関連しますが結婚支援が良い形に進み生坂村で住みたいとなっても住むところが無ければ話にもなりませんし、今年度新たに若者定住促進住宅を2棟建設しますが、今の状況だとすぐに埋まってしまうだ

ろうと予想されます。これには何かしら対策を講じなければいけないと考えます。

そこで現在村内で空き家バンクに登録している空き家の数と、物件の平均価格、また物件問合せ件数、ご契約状況についてお聞かせください。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長

○議長（平田勝章君） はい、村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 2 番、太田議員の空き家バンク制度の登録件数などの運営状況についてのお尋ねであります。

これまでの空き家バンクへの登録件数は計 37 件で、現在の登録件数は 10 件となっており、村のホームページ等で公開をしております。10 件のうち今年度に入り新たに登録されたものが 3 件あります。物件の平均価格につきましては、現在登録されている 10 件中、1 件は賃貸希望であります。また、もう 1 件は価格応談ということですので他 8 件についてですが、200 万円から 700 万円ということで、平均しますと 427 万円ということになります。問い合わせ件数につきましては、電話や窓口での 1 回のみというものは除きまして、今年度に入り 24 件の問い合わせ件数となっております。そのうち実際に空き家へ案内をしたものは 9 件となり、契約まで至ったものにつきましては、本年度は 2 件ございます。登録件数 37 件のうちこれまでに空き家バンク制度を利用したもの、あるいは民間業者の仲介により契約され、実際に居住されているという件数は 20 件の確認ができていているという状況でございます。以上になります。

○2 番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田譲君） 再質問します。空き家バンク登録の家の賃貸希望は1件と少ないですが、今の若者世代は体験型といいますか、場所や住みやすさ、子育て世代なら子育て支援の充実度、と色々な情報をみて、まずはお試しで住んでみて気に入れば定住という方の傾向が増えてきているように感じます。また、子育て真っ最中の親の年齢は30代から40代くらいが主だと思うんですけども、この年代が、現在どれくらい貯金をしているのかご存知だとは思いますが、30代で2人以上世帯の場合、金融資産保有額の中央値は200万円前後だといわれています。その内訳を見ると、1,000万円以上の資産を持つ家庭の割合は11.3%で、金融資産非保有の割合が33.7%。つまり、3つの家庭のうちひとつが資産を持っておらず貯蓄も全くしていないということになります。このような状況で家を購入してリフォームする余裕というものが、はたして生まれるかちょっと私には疑問です。所有者にも様々な事情や思いがあり厳しいかもしれませんが、空き家の所有者に村から呼びかけて購入 or 賃貸契約というような選択ができるよう働きかけをすることが更なる入居者増につながるはずです。

また、どうしても賃貸は無理だというような所有者からは物件を村が買い上げリフォームをして賃貸で管理をするということとはできないでしょうか。再質問します。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長

○議長（平田勝章君） はい、村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 再質問にお答えいたします。議員おっしゃられるとおり、若い方が家を買取り、そしてリフォームをするということは経済的にも負担が大変大きく容易なことではないと承知はしております。これまで空き家バンク制度

利用による移住者を見ますと、子育て世帯中という方はかなり少なく、そうでない方が多い状況であります。問い合わせを聞いておりましても、賃貸物件に関する問い合わせというのも増えてきているような気がしております。移住者の定着という点から見ますと、賃貸により月単位、あるいは年単位で住んだうえで地域に馴染み、生坂村での生活に対する判断をしていただく方がより定着率が上がる。これは議員と同じ考えでございます。

村長からは、以前行なった空き家調査から年数が経っているため、空家の再調査やシェアハウスを含めた制度の充実に向けた取り組みをするよう指示を受けているところでございます。そこで、議員のご質問の空家を村の管理で賃貸利用するという考えにつきましても、空家であったり、空家となっている宅地の利用などという事も含めまして、今後有効活用に向けた検討をして参りたいと考えております。以上でございます。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田譲君） 今のお答えのように、引き続き所有者にも、村にも、そして新たに入居する方にも、全員がWinwinとなれるよう取り組みを続けていってほしいと思います。それが人口減少の維持・抑制にもつながると思います。

最後に、今回この2つの質問に共通しての質問というか提案というかになりますが、結婚しても間取りの関係や部屋数の都合でやむを得ず村外に住まなくてはならないとか、空き家を購入しても思い切ったリフォームや・改築に踏み切れない購入者のために、空き家対策事業補助金また、住宅リフォーム補助金の改定を検討してもいいのかなあと思っております。そうすることにより、他の自治体との差別化も更に計れて、魅力的な村になるのではないかと考えております。

ここで、すみません事前に、ちょっと今日午前中にまさか順番が来るとは思わなかった
ので、コピーをお昼にしようと思ってたので、慌ててさっきコピーしたんですが、資料
というか、参考案を配らせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（平田勝章君） はい。（事務局、資料配布）

○2番（太田譲君） 今お手元の方に、空き家改修事業と住宅リフォーム等補助の紙
が行ってるかと思うんですけれども、コピーの都合上網掛けになってないですね。見て
いただければわかると思うんですけれども、まず、住宅リフォーム等補助の方からです
が、上4つは今までの現行の施策になっております。で、その下に私なりに提案という
か、考えたというか、という事で住宅リフォーム等補助の新婚型ですね。対象経費の5
割で50万円まで。婚姻届提出から3年以内というような補助であったり、住宅リフォ
ーム等補助のその下、新婚同居型、対象経費の5割で40万円、同様に婚姻届提出から
3年以内。また、住宅リフォーム等補助と子育て世代型、対象経費の5割で100万円、
中学生以下の子どもがいる世帯が対象、こちらは対象経費が50万円以上の工事。こう
いう形で、新たな新婚とか結婚してこちらで子育てに育んでもらっている家庭が、思い
切ったリフォームやその補助ですね、一般との差別化と言っては失礼なんですけれども、
その辺で他との差別化を計れるような施策を講じてはいいのかなと思っております。

例えば、その新婚型でもいいですし、子育て世代でもそうですが、ちょっと部屋が手
狭になったとか、少し部屋を改築したいと言っても、床を張り替えるくらいの程度でし
たら20万円とかそのぐらいで出来るんですが、やはり壁・照明・戸・等々、そういう
ような形で部屋をしっかりとリフォームしたりとか、という形になるとやはり100万円近
くのお金が掛かってしまい、やはりその辺が思い切って踏み出せない状況になったりし
ているケースがありますので、そういう所でしっかりそこを保障をしてあげることで、
是非このまま生坂で一生懸命育てていただいて、生活をしていってもらえればいいのか

という思いで考えてみました。で、空家改築工事の方もそうなんですけれども、上、上段4つは現行の施策になります。その下なんですけれども、これも私なりに考えた事なので、このとおりというわけではないんですけれども、空家改修事業の改修工事で、対象者は購入者向けですね、現行は賃借者も入っているんですけれども、購入した人に限り3分の2の150万円までで、中学生以下の子育て世帯に限ると。で、対象工事も100万円以上の工事で、村内業者利用という形ですね。こうすることにより、購入してから、ある程度の補助額が見込めれば、さっそうリフォームに踏み切れるんじゃないかという思いです。それによって、出来るのであれば購入しようって人も増えるかもしれないという思いもあります。空き家整備事業の片付費用等もそうですが、こちらも購入者・賃借者ですね、の方で3分の2の子育て世帯は30万円、解体事業の方も購入者になりますけど100万円、これも子育て世帯に限ると。やはり今解体っていうのはもどくしてもお金が掛かりますし、分類して捨てなきゃいけないっていう事で、処分費が年々高くなっている状況でもありますので、子育て世代の方にはなかなか踏み切れないかもしれないという事で、補助額の倍増という提案であります。まあ、これはあくまでも私が考えた事ですのであれなんですけど、こういうような形で他と差別化を計り、また、こちらに住んでおられる方、これから住んでいただける方、若者の方により良い環境で生坂に住んでいただきたいと思って考えているんですけれども、この辺について、そういうことを検討してみただけかかどうか、村長にお伺いします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2番、太田議員の質問にお答えをいたします。

ただ今、住宅リフォーム等補助、また、空き家改修事業の関係の拡充についてという事

で、具体的に資料を提示していただいて質問をいただいたわけですが、まあ、太田議員ご指摘のとおり新婚時に家をリフォームするという方もおいでになりまして、我が地区でも3軒ございました。同じ敷地内に2世帯住宅にするとか、2階をリフォームするニーズはあると思いますので、まあ、太田議員ご指摘のとおりアパートを借りて村外に出ないで同居していただければ、生坂村の生産年齢人口の確保にも繋がると考えているところでございます。また、このように具体的に子育て世帯、移住世帯、また3世代以上の世帯など、いろいろな世帯のニーズがありますので、自宅のリフォーム等、また空家の改修、解体、宅地造成など、いろいろな補助金拡充に向けて検討は大事かと思います。それによって、人口減少の抑制に繋がっていければ当村としても本当に必要な補助事業だと考えておりますので、今後、担当と協議をしながら、また議員各位と相談をしながら、来年度に向けて検討していきたいと思います。以上答弁といたします。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田譲君） あくまでも先ほどの案は私の頭の中で、より良い形で、適性な範囲で是非前向きに検討していただきたいと思います。以上で私の質問は終わりとします。

○議長（平田勝章君） ここで昼食のため、休憩をしたいと思います。再開は午後1時とします。

○議長（平田勝章君） 再開いたします。一般質問を続けます。8番、市川議員。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 8番、市川です。私は、最初に霊園の見直しの課題提起をしての、議論をしたいと思います。焦点が狭い対象ですので、一部新聞の引用もありますが、ご容赦願いたいと思います。最近ではメディアを通じて終活という言葉が世間一般に広く知られ、人々の関心が高まるようになってきました。終活とは、自らの人生の終わりに向けた活動の略語ですが、その取り組みの一つ、お墓の準備問題に限って取り上げたいと思います。近年、核家族や少子化等の進行よりお墓などの維持が困難になってきている家庭が増えているように言われています。親だけが村に残り、子ども達は皆都市部に勤めに行き、仕事に合わせた生活拠点を取られたり、結婚して街場に居を構えるなど、それぞれ親子同士が遠方に暮らすようになった家庭が多いのではないのでしょうか。また、一人っ子が御嫁に行ったりとか、結婚したが子供が無いなど、生活形態の変化や少子化により、昔とは家庭形成が変わった社会現象になってきている昨今であります。その為に、大切な先祖が眠るお墓の維持はどうなってしまうんだろう。親たちが墓に入ってしまったら草取りや掃除を誰がしてくれるんだろう。など、将来の悩みとなってきています。一方で、この村に移住してきたけれど、いざという時に遺骨をどうしたらいいんだろう。まだ考えていないが、いずれは考えねばとする人。これらの悩みに応えられる行政となっているかを検証したいと思いますので、いくつか質問させていただきます。

まず、村の最近の墓地事情からお伺いしたいと思います。村営の霊園は村内3カ所あります。上生坂霊園、下生野霊園、下生野田島霊園、設置した村条例の規定からいくと昭和52年頃の供用開始と推測され、40年が経ているものと思いますが、3つの霊園それぞれの最近の使用状況の実情はいかがか、まず伺いたします。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、住民課長。

○住民課長（松沢昌志君） それでは、8番、市川議員のご質問にお答えをさせていただきます。村内3霊園の使用状況・実情についてであります。村内3霊園の使用状況につきましては、まず、下生野霊園でありますけれども、区画数が36区画ございます。使用している区画が22区画、未使用区画は14区画ございます。この14区画のうち6区画は、一度契約されましたが返還をされたものになります。次に田島霊園であります、区画総数41区画、使用数が34区画、未使用は7区画であります。このうち6区画は返還されたものとなります。上生坂霊園、区画総数42区画であります、使用数32区画、未使用は10区画になります。このうち4区画は返還されたものとなります。合計いたしますと、区画総数で119区画、使用数は88区画、未使用が31区画となります。未使用区画の内16区画については、一度契約されましたが返還となったものです。以上で答弁とさせていただきます。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 霊園設置後の最多時は、現使用数の88区画に返還数の16を加えた104区画の使用度だったかと思うんですが、パーセンテージで見ると87.4%、9割弱であったと思います。それが、それをピークに減少をして現在では74%の使用数かと思われます。そういう実情だと今の答弁で確認できるわけですが、先般行われました

村振興計画の審議会における分科会の協議では、霊園の将来像とありますが、検討について何か意見が出されていますでしょうか。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、住民課長。

○住民課長（松沢昌志君） 8月21日に行いました第6回の振興計画審議会におきまして、墓地霊園の整備につきましては変更なしでご報告をさせていただいておりますが、委員の皆さんからは特にご意見等ございませんでした。以上で答弁とさせていただきます。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 5次総では、区画の増設等については空き区画の状況や今後の推移を把握しながら検討していくという政策内容でありました。これに変更は無しというふうに理解をしたいと思います。近年減少傾向にあるこういう実情を背景としながら現在の使用者、あるいは使用希望者の直接的な声や相談で将来のありようなどを聞かれているかどうか、どの様な認識をされていますか。課長。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、住民課長。

○住民課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。霊園につきましては、申し込みのご相談をいただいた時に、村内3霊園の空区画、規制の状況、管理を説明した上でご契約をしていただいております。管理につきましては、使用されている方に管理をお願いしておりますが、その代表者を通じましてご要望がございましたら対応しております。過去には、通路部分の舗装をおてんまで実施していただいた事もございますし、草刈りが大変という事で除草剤を配布しておりますが、それでも大変という事で除草シートも設置を致したところでございます。また、村外の利用者が多くなり、連絡が取れないというご相談をいただいた時には、相続人をお調べして代表者に連絡先をご報告いたしました。上生坂霊園に駐車場を設置したいというご要望もいただいた時もございますが、事業費が大変大きくなりましたので、規模等の見直しを相談させていただいた経過もございますけれども、その後どのようにするか要望をお聞きしませんので進展はしておりません。個別のご相談がございました時には、個人管理部分につきましては対応を各自をお願いしているところでございますが、共有部分につきましては代表者からご連絡いただきまして対応をさせていただきます。以上で答弁とさせていただきます。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 冒頭に私は霊園の見直し課題を申しあげたわけですが、今の施設がどうこうという問題、または改善しろという事ではなくて、要は視線を変える必要を私は問いたいわけであります。村は今人口維持の目標に併せて、新規就農者、大好き隊の受け入れや空家紹介、若者定住団地建設など進めてきていますが、そうした政策

に応じて移住者として村に来られた方々の、墓地に対する要望の把握はまだされていないものと思いますが、必要性はどんなふうに感じておりますでしょうか。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、住民課長。

○住民課長（松沢昌志君） 移住者の方の要望の必要性という事でございますが、今のところ移住者からご相談された事例はございません。ご相談されれば、要望等をお聞きした上で対応をしていきたいとは考えてはおりますが、移住された方には今までお住まいであった方の土地にお墓があるという事でもありますので、新たに土地を村内に確保するのか、今までの墓を墓終いをいたしまして改葬になるのか、どちらかになるかと思いますが、それぞれの事例で対応が違うと思いますので、ご相談いただきたいというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 墓地に対する要望は、実は私も需要的に相談されことはありませんけれども、かねてより私この問題ちょっと気に留めておりまして、こちらから側から伺って実際移住してきてもう何十年かになる家庭で、お骨は家の周りのところに掘って墓地と言いますか、埋葬したというふうな事も聞いております。まあ、そんな様な意見を数人の村民で意見交換した段階ですけれども、振興計画作成のこの機会に研究課題として、提起したいわけであります。昨今の墓地事情ですが、当村に限らず近隣市町

村でも同様旧来の家族単位での維持が困難である家庭が増えていることが表面化してきています。そのため、これまでの霊園方式だけでは需要が減る一方ではないかと懸念もされるものであります。じゃあ、そうした家庭は、どの様な選択肢があるかという事です。一つには墓終し、寺や管理者が先祖を供養する永代供養、二つ目には同じ境遇の人を伴に葬る共同埋葬の合葬墓、三つ目には嫁ぎ先などに一緒に建てる両家墓というのがあるようであります。議長、ここでちょっと私、資料を用意いたしました、写真資料ですが配布いただいてよろしいでしょうか。

○議長（平田勝章君） はい、許可します。（事務局、資料配布）

○8番（市川寿明君） お願いします。今お配りした写真資料ですが、先日、私松本の中山霊園を見てきました。資料1の①は当霊園内にある合葬式墳墓です。平成23年に建立し、平成24年より供用開始となっています。中には、支柱に共同埋葬場所と地上に個別埋蔵棚があり踵骨を20年間骨壺に入った状態で納骨棚に保管し、期間終了後、遺骨を骨壺から取り出して共同埋葬場所へ埋蔵するという事であります。下の写真には、平成29年度同じ当霊園で供用開始したと、樹木式埋蔵場所です。墓標とみなすしだれ桜、中央やや右寄りにありますけれども、これをシンボルツリーとして周囲の芝生面の埋蔵場所に穴を掘り、直接土の中に埋蔵する形式です。いわば樹木葬というやつで、右上の芝生の薄い色が埋蔵後になるわけですが、直径15センチから20センチくらいの穴を掘って、最終的にはその中に埋葬するという事であります。で、この形式には墓誌などは無い訳であります。ご覧のように松本市内を一望できる高台に位置されています。ちなみに中山霊園は整地が1万区画、利用数は9千を超えており、やはり墓地返還数は年々増加傾向にあり、現在では合葬墳墓の利用が想定以上に多い状態のようです。管理は指定管理者で、毎日7・8人の方が整備に従事しておられるようです。また、帰りに浅間の神宮司にもよってみましたが、そこにも永代供養墓を設置しており、ロコミやネ

ットで知って東北地方を除く全国各地からの希望者があるそうで、当村からも埋葬された方もいらっしゃると思います。

私はこうした例にならい、当村の樹木式の合葬墓地を設置するなど研究する意義がありはしないかと考えるのですが、例えば、日岐の山頂に3アールほどの広さもあれば十分ではないかと思いますが、事業費もさほど必要としないのではないかと思います。この村に共に生き、共に力を尽くして、地域貢献した人達にその郷を見下ろして永眠できる聖地を確保し、維持管理を嘱託方式で望むのは村民からも歓迎される事業となり得るのではないのでしょうか。墓地の将来の維持管理に悩む人は勿論、居住者の居なくなりそうな山間地に墓地をもつ家庭や、今後も聖地の返還を検討する霊園利用者にとってもあえて村外に考えなくてもという、選択肢ともなります。よく社会福祉の指針として、ゆりかごから墓場までというスローガンが口にされますが、正に我が村のように新住民となられた方、これからなろうとする方にも村の活性化に参画していただき、そういう期待や息をしたい行政として冒頭に述べた終活にも応えられる温もりある姿勢を示し発信できるというふうに私は考えます。そこで、村長に伺います。この構想を仮に実現するには、1年なりの緊急性は無いと問題かと考えます。まずは庁内外でじっくり協議し、住民のニーズの有無、需要にあった墓地となり得るか否か、住民の意識調査から始めるなど、そんな段取りを展開するなら村づくり推進室の仕事と捉えて、村づくりの一端として取り組む課題に加える。そうしたお考えはいかがでしょう。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8番、市川議員の需要に合った墓地の確保と村づくりの対応についてというご質問でございますが、霊園の利用者は、当村では山間部にあった集落

からの移住した人、また、墓地まで行くことが大変な方。または、村外から移住で新たに墓地を確保したい方等であると考えております。当村の墓地は、「生坂村墓地等の経営の許可等に関する条例」により、新設できる場所も限られておりますので、個人で設置することは難しいと考えます。先程住民課長が答弁したとおり、村内3霊園ともまだ空きがある状況でございますが、基本的に今のニーズには合っていないという市川議員のご指摘でございます。そういう中で、先ごろの安曇野松筑広域環境施設組合で理事会でお話が出まして、やはり安曇野市でも穂高墓地公園に合葬式墳墓、合葬墓があるという事でございます。現状では個別埋蔵室が340体、うち61体が今埋蔵されております。それから共同埋蔵室には800体以上埋蔵が可能でございますが、現状では201体という事で、まあ安曇野市でも、松本市でも、塩尻市でもこういう合併墓を設置していることを把握しております。そういう中で現在核家族化や少子高齢化が進んでおります。確かに後継者の不在などが理由により永続的に管理できる墓、永代供養墓を求めるニーズは高まっているという事で合併墓を設置したという事で各市ともこのように書いてあります。当村も家族葬増えてきている状況でありますし、そのようなニーズも有るかもしれませんので、まあ、でも市に比べますと当村は人口的に50分の1以上であったり、100分の1以下であったりというような事で、合併墓の設置まで必要なかどうか、それはやはり振興計画審議会でご検討をいただき、議員ご指摘のようにニーズの有無を村づくり推進室で調査するようになれば、村づくり推進室で調査すべきかどうか検討したいと思います。以上答弁いたします。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 新聞紙上でも、市民タイムスさんでは3年前の新聞です、需

要が高まる合葬墓地という、こういう特集的な記事も出されておりますし資料の2枚目の参考として付けた写真は、そこにもありますように横浜のメモリアルグリーンという所は、日本初の公営樹木葬が開設されたが大変な人気を集めて8年後には全て使用者が決まって、もう募集が終了するという現状ですし、下の都立小平霊園です。これも申し込み倍率は10倍なりの数であります。まあ、都市部は当然墓地が無いから、高いのは当然かとは思いますが、やはりいずれにしても、やはり私どものような地方であっても、先ほど述べたように墓地というかお墓の管理が非常に悩みになり始めている現実がありますので、よくこういうお墓の問題はなかなか協議する場がなかったり、個人の意見、個人の悩みだけで終わってしまうという現実がありますので、しかるべきところで協議していただければと思います。霊園も含め人生の終焉について考えることによって、今をより良く生きるための一翼になればと願うものでありますので、村づくり推進室なりでも、先ほど申し上げたように検討していただければというふうに思います。

続いて、次の質問に入ります。道路の交通の安全の向上を願って、2・3改善を要する問題を指摘したいわけであります。第1には、国道19号線脇の草木の繁茂や繁殖や、枝の伸びが酷い場所が数か所みられ、路面の陥没も感じる状況に所管の道路維持管理責任を問いたいわけであります。今日は特に小舟・新田区間を取り上げて、認識を共有したいと思います。お配りした資料の2の方に写真がございますが、3・4の写真は新田地区の歩道に繁茂した草や竹であります。こうした状態が数十メートルあり、歩行困難な状況になっております。地元の人には日常通行が少ないようではありますが、そこに立って見れば目に余るものがあります。下の写真5は上り方向から、まあ松本へ向かって小舟集落先の川側、道路脇からの樹木の枝伸びです。これも数か所ありますけれども、長く飛び出たところは私そこにちょっとメジャー当ててみましたけれども、ガードレール内側から1メートルも進出してきており、センターラインまで残り2.7mという状態です。こんなところを自転車、最近はツーリングを結構見かけますけれども、バイクなどが通行するときに追い抜こうとするとセンターラインをはみ出ざるを得ない

という実情になるのではないのでしょうか。センターラインは黄線なので、交通違反という事にもなるわけですが、実際に事故も起きかねないわけであります。道路標識も2・3木の葉の陰になって認識できにくい状況にあります。こうした状況、現実を振興課としての実際認識と関係機関への連絡、対処要望はどのようにされているのでしょうか。振興課長に。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 8番、市川議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問いただきました国道19号線の草木、また路面についてでございますが、市川議員ご指摘のとおり、現在国道19号線は河川内雑木の繁茂や路盤の損傷によります凹凸が所々で見受けられております。5月から6月に各区で開催しました村政懇談会におきましても、ご意見ご要望をいただいているところです。

村としまして、その後調査・確認を行いまして、雑木の繁茂による隣接道路の視界不良ですとか景観の悪化、路盤損傷により安全な通行への支障が生じかねない状況にあるとして、犀川河川を所管します松本建設事務所に対し、8月の8日に村内要望箇所現地調査を依頼をしまして調査をいただきました。その中で市川議員お話の小舟から新田までの繁茂します雑木の伐採についても要望をいたしました。そのほか犀川に隣接をします村道におきましても要望をしている箇所がございます。なお、国道19号線沿いの大日向橋から雲根にかけての箇所につきましては、県により実施予定との回答をいただいているところです。また、長野国道事務所に対しまして、来月10月の2日になりますが、村内の要望箇所の現地調査を依頼し計画をしております。国道沿線の支障木の伐採、また、国道路盤の補修について早急な対応を強く要望する予定としております。

先日には一部ですが松本出張所との調整や立会いによりまして修復、改修等、修繕等行った箇所もございます。以上答弁とさせていただきます。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 今回の答弁では8月8日に調査は実施して、松本建設事務所が対処していない、まだ対処していないわけでありますね。もう1カ月以上たって雨の多い時期を経れば更に伸びる一方でありますので、その辺がやはりこういう質問をせざるを得ない要因なんです。10月2日に長野国道事務所の調査も計画のようではありますが、もっとこの早い対応を要望できないものでしょうか。半月先の調査を待たずとも、このような写真を添えて国道事務所より松本建設事務所に伐採要請をしてもらうような事をすべきではないかと思うんですが、まあ当局の危機管理意識を伺いますが、いかがでしょう、課長。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えします。市川議員、おっしゃるとおり早急な対応が望まる箇所が多々あると、こちらの方でも存じております。先程ちょっと回答いたしました一部の地域について松本出張所と調整立会をしたという所がありましたが、こちらにつきましては、大日向橋から北へ向かったところの国道沿いの一番川側のところなんです、非常に水が溜まってしまうという所です、雨が降ると水溜りが

大きくなって丁度カーブのところでもあって、車が通行の際危ないという所でございました。ここにつきましては、こういった立会で早急にお話をしまして今現在解消をされているところでございます。雲根にかけての箇所につきましては、県により実施予定との回答をいただいているところです。おっしゃるとおり早急な対応が望まれますことは承知をしておりますので、10月の要望の際にも早急な対応という事で、強く依頼をして参りたいと思います。以上答弁とさせていただきます。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 私も国道路面の陥没箇所を指摘したいと思ったんですけど、先ほど課長の答弁にも路盤の補修についてとも言われたが、これは具体的に何処の場所を認識されているんでしょう。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えします。路盤でございますが、下生野から古坂までの国道19号の間なんですが、ところどころでございます。先ほど言われました池沢トンネルから小舟までの間、生坂トンネルまでの間ですかね。それとずっと北に行きまして、木村、木竹の辺りから下生坂南部を過ぎまして東部の辺りまで、そこも非常に路盤が傷んでおります。またずっと行きまして大日向の方に参りますと、大日向・雲根の間におきましてもだいぶクラックが入ったりしている所もございます。そういった所を

全体的にこの現地調査の際に見ていただいて、要望していきたいというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 実は私が一番気になったのは、小舟下の集落の上り口、北側の上り口です。あの下の方の国道が大きく沈んだ部分があるんじゃないかと思うんですね。雨が降るとものすごく水が溜まって対向車が通り過ぎると物凄い波のような水しぶきをフロントガラスに浴びちゃって、ほんとに視界が閉ざされるという、あれは危険な現象だなあと思って、まあこれも一つ質問の要因にしたわけですが、その辺はいかがでしょう、晴れた日にはなかなかその凹み具合というものは分からないんですが、あの辺が陥没しているというのは認識はありますか。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 答弁いたします。今お話の、小舟の路盤が傷んでいての水溜りが結構あるというお話ですけれども、そちらの方も私どもの方で確認をしております。雨の降っている際にずっと国道の方走らせていただきまして、一通り確認しています。特に今議員おっしゃられた小舟からずっと少し北に行ったあたりですが、本当に水溜りが多くてトラックとかが通っても凄い水しぶきが上がるというような事で、地元の方達からもお話等聞いておりますので、そこら辺を合わせて要望して参りたいとい

うふうに思います。また、雨の関係等にもちゃんと対応できますように、再度しっかりと確認して要望して参りたいと思います。以上答弁いたします。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） まあ、対象が国だったり、県だったり、建設事務所だったりするので、なかなか思うようにいかないのかもしれませんが、まあ早い改善を期待するところです。その努力をお願いして、次の交通安全からで県道や村道についても一つ指摘をしたい問題がありまして、道路に速度制限のない路線は何キロ走行が許されるのか。60キロと解釈して良いかと思うんですが、県道275号線上生坂松川停車場線ですが、トンネルわきの始点かと、こっちが始点になるのかな、名前からいくとこっちが始点かと思うんですが、ここに50キロ制限の標識があります。そしてダムの縁に二つほどありまして、私どもの前の瀧澤輝雄さん宅前で、ここから40キロというような制限が始まっております。ところが関屋下の交差点曲がってからは何の標識も見られないので、このへんで解除という事かと思いますが、それらしい、ここからと言う以上は次のここからがありそうなんですが、これが無い。逆に池田方面から関屋下を右折して上生坂集落らに走行してくると、同じやはり瀧澤輝雄さん宅前に「ここから50キロ」という制限が掛かっているんですね。と言うことは40キロ制限が片側だけ瀧澤輝雄さん前から関屋下までかかっている、逆方向から来た場合には何も標識が無いわけですから60キロで来て、瀧澤輝雄さん所から50キロに落とすという走法になるかと思うんですが、まあこれおそらく旧国道時代からのなごりじゃないかと思うんですが、実は関屋下からトンネル北口は村道になっているはずですが、ここは北口からは50キロ制限でまるはち食堂のところに「ここから40キロ」というふうに標識がある。ですから要は、上生坂

集落内は 40 キロ制限にしているはずですがけれども、今言った県道に関しては池田方面から来た場合には標識が一つもない。60 キロ走行になり得る可能性があるわけです。まあそういう現実と、村道で私もう一つ気になるのは 1 級 1 号線が池坂橋から草尾口まで制限のない路線でありますので、60 キロ走行、まあ草尾口には、これは何処の所管の標識なのかわかりませんが「集落内 30 キロ」のスピード制限を警告しているかと思います。ですが、そこからやはり曲がった上野ぶどう園に続く道、これはやはり何も制限がない訳でありまして、ご存知のようにやはり今この道はこのシーズン、特にぶどうの購入等で村外から来た人の通行も頻繁になっております。でその山間を登って行くのもカーブが多かったり、カーブミラーもちょっと不足ではないかというふうに私も思うんですが、まあ、事故が起きない状況にあると思うんですが、そこで速度制限の認識がその点必要だと思いますが、課長はどのように認識されていますか。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 市川議員のご質問にお答えをいたします。

県・村道の速度制限についてですが、安曇野警察署によりますと県道・村道ともに特に制限速度が表示されない路線は 60 キロ制限とされているようです。現在、県道 275 号線上生坂信濃松川停車場線においては、今お話しいただきましたとおり、旧かあさん家から池田線の町村堺までの間については制限速度標識の設置がございません。速度規制が無い状態という事でございます。B & G 海洋センター第 2 駐車場、B & G の下にある駐車場でございますが、その入り口付近には「スピード注意」の注意喚起看板が 1 カ所設置がしてあるのみというものでございます。また、お話しいただいております村道 1 級 1 号線でございますが、こちらにも注意喚起標識が設置されているのみという事で、速度制

限はございませんでした。お話のとおり、私の方でも設置場所を確認したところ、草尾の旧勝家建設倉庫の西側、こちらから行くと手前ですけれども、「30 キロ、人家歩行者あり。速度落とせ」の看板が1枚ございます。また、勝家おやき店前には「30 キロ、通学路につきスピード注意」、そして草尾集落過ぎまして北側ですが「30 キロ、通学路につきスピード注意」、そしてずっと来まして大日向の竹乃内旅館さんの南ぐらいに「30 キロ、人家歩行者あり、速度落とせ」と、この以上の4カ所が設置されていることと思います。いずれも集落の入り口付近、また、通学路への設置とされている状況化と思います。他の地域においても区やPTA等から要望のあった箇所について注意喚起看板等を含めたこういった制限速度の看板を設置している状況かと思われます。市川議員ご指摘のとおり交通量の多い箇所での交通事故を防止するためには速度制限の確認とこうした看板設置が必要と思われますので、今後、関係機関と危険性・必要性等協力しまして調査・検討してまいりたいというふうに思います。答弁は以上です。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 今回の村道1級1号に関しても、草尾東の梶本にも無ければならないものだと思うんですね、30キロのスピード制限勧告看板を。それがやはり無いので、あそこ梶本から急に道路が狭くなりますし、集落が始まりますので、そうしたのもまたみていただきたいと思います。安全の向上に向けては、村当局だけでは手が回りかねないと思いますので、交通安全週間の時に関係各位や安協の方々にも手分けして協力いただきながら、道路実情の調査など実態把握の努力を願って意見を出してもらい、対処していくことが必要じゃないかというふうに思います。まあ、速度制限標識ばかりじゃなくて、先ほどの国道と同じように、草木の枝の伸びだとか、物によってはカーブミ

ラーの向きがちょっと合わないとか、そんな事もありますのでそうした方法も一つではないかというふうに思います。そうすることによって村民自身の意識の高揚にもつながると思うんですが、その点いかがでしょう。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは、8番、市川議員の質問で交通安全の推進につきましては総務課の分掌事務になっておりますので私からお答えをいたします。

安曇等関係者の実情把握の協力についてですが、安曇野交通安全協会生坂支部の活動は、各区から選出された理事18名の中から支部長1名、副支部長2名、女性部で13名の中から女性部長1名、副支部長2名で構成されており、年間事業では春夏秋の交通安全運動時の出陣式で安曇野警察署職員や、安曇野交通安全協会の役員にも参加して頂いての街頭指導や、啓発活動に始まり運動期間中の各箇所での街頭指導などを行っています。また、8月はペイント作戦として村内各所の停止線のペイント補修や、カーブミラーの清掃を行っているところであります。

今年の春の交通安全運動時に若者コミュニティーセンター前の、県道275号と村道1級1号線の交差点で対向車が交差する際スムーズに行えたいとの要望があり、その場で安曇野警察署職員要望をし、8月の下旬に交差点に誘導線を設置していただいところでもあります。安曇野交通安全協会生坂支部の会則には、本支部は、地域における交通安全と交通事故防止のため、各種交通安全活動を通じ、交通安全思想の普及と交通道德の高揚を図るとともに、安全で快適な交通社会の実現に寄与し、会員相互の親睦、連絡強調を図る事を目的とする。と規定されており、また事業についても交通安全のため調査研究と交通事故防止対策の推進という項目がございますので、ただ今市川議員のご指摘のよ

うに、安全協会の生坂支部に交通量が多い箇所やスピード制限をした方が良い箇所、またカーブミラーの状況、そして支障木との状況も有るかどうか各地区の理事の方に意見を集約する様に対応していくよう考えます。以上答弁とさせていただきます。

○8 番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8 番（市川寿明君） ただ今その答弁のように努力を求めて、私の質問をこれで終わります。

○議長（平田勝章君） 次に7 番、吉澤議員。

○7 番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7 番（吉澤弘迪君） 7 番の吉澤弘迪です。私は「今後の自主交通対策についてのテーマで質問をいたします。村民の足となるバス交通は少子高齢化、人口減少、マイカー利用の増加に伴って、バス交通はバス会社が撤退し依頼村が経営する村営バス交通となりました。現在住民の足は確保されているとはいえ、人口減少により利用者減、高齢者に対する足の確保、住民サービスの多様化など、その交通環境は時代とともに多様化し、それに対応することには一層の厳しさが増してまいりました。財政面での自主交通（村営バス）の事業費は平成 28 年 3347 万、平成 29 年 4174 万、平成 30 年 3324 万と増加し、その不足分の一般会計からの繰入金も平成 28 年 2459 万、29 年 2849 万、平成 30

年2529万と年々増加し、資金不足のボーダーラインを越えて50%以上となっています。

自主交通は住民の足は確保するための福祉の面で重要な政策の一つですが、財政上でもその影響は大きく、現在の住民サービスの多様化、増大化を考えるとこの事業に対する対応を考え、改革を行う必要があると思いますので、村長、副村長にお考えをうかがいたいと思います。

まず最初に、村長にお伺いいたします。先日、県は市町村の境界を越えて広域的に運行する公営バス路線維持に向けて調査し、地域交通のあり方を探り、効果的な支援につなげるとの新聞報道がありました。生坂村の自主交通の路線バスは村の境界を越えて学校、病院といった生活拠点施設へのアクセスのため明科駅まで運行しています。今後の村営バスの利用者増は下生野・明科間の安曇野市の住民の利用増にかかっており、広域的に両町村の調整が必要です。また、池田町のバスは生坂村内の安曇病院への通院者の便を取って生坂村村内を走ってくれています。また、現在は廃止されていますが山清路・坂北駅、山清路・大町駅、山清路・信州新町間などの町村の境界を越えて生活拠点施設へのアクセスを考えて広域的に運行する必要な路線もあります。県の調査は今年は飯田、下伊那、木曽、中野、飯山の3広域圏が先行することですが、松塩筑の調査では山間部で鉄道の走っていない村の特有の交通事情を理解してもらい、村の自主交通が財政的に成り立つよう支援を要請してほしいと考えますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番、吉澤議員の質問にお答えをいたします。

自主交通の広域運行への支援要請についてという事でございますが、村営バスの利用状

況につきましては犀川線が、平成 23 年度が 24,500 人、その年度から平成 28 年度までは増えてきまして、ピーク時の平成 28 年度が 33,490 人となり、平成 29 年度は 29,154 人、平成 30 年度が 27,779 人と減少をしている状況でございます。

周回バスについても、平成 23 年度の利用者数が 2,409 人で平成 25 年度の 2,789 人をピークに平成 28 年度 2,067 人、平成 30 年度は 1,938 人と減少している状況でございます。

また、村内を運行しています路線バスは、池田町の町営バス池坂線があづみ病院を行き先として村内の乗車場所が日岐住宅から長谷窪まで 9 カ所であり、大町市の市営バス八坂号が大町市内と長野市信州新町さぎり荘を行き先として、古坂から才光寺までの 10 カ所であり、筑北村営バスの坂北地域の定時定路線バスとデマンドバスで坂北駅が行き先で、重、中込の 2 カ所を停留所として運行していただいている状況でございます。

また生坂村営バスでは明科駅、古坂を行き先として定時定路線バスは、国道 19 号と県道下生野明科線の安曇野市明科地区の住民の方が利用していますので、関係市町村は当村を含め 2 市 1 町 2 村となります。

このような状況下、吉澤議員ご指摘のように長野県では、今年度から地域公共交通最適化サポート事業として、交通の最適化実現のために、市町村をまたがる広域的な路線の基礎データの収集を行いまして、生活圈ごとに公共交通カルテを作成して、検討結果に基づき課題解決に向けた具体的施策の実施を行う様に、今年度議員ご指摘のように北信地域振興局 7 路線、南信州地域振興局 1 路線、木曽地域振興局 6 路線で事業を実施しております。松本地域振興局でも、地域公共交通最適化サポート事業を来年度から行う様に県に申請をするようでございます。

人口減少などによる利用者の減や、車両の老朽化にも対応をしなければいけない状況でありますし、1 市 1 町 2 村のバスが村内を運行しており、当村も安曇野市明科地区で路線バスを運行していますので、路線再編等交通の適正化を実現することが重要であると考えます。よって当村としても生坂村営バスの路線が松本地域振興局で、実施予定の地域公共交通最適化サポート事業の路線に入るように強く要望をしていきたいと考えて

いるところでございます。以上答弁いたします。

○7番（吉澤弘迪君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 村長へ再質問いたします。住民の要望とはいえ、村内の同一路線を特別な事情がない限り、二重、三重に他村のバスを含めて走るとは不合理です。当村のバスが明科駅まで走るとは、生活拠点へのアクセスを考え不可欠であって、安曇野市が住民の要望で同一路線にバスを走らせるとしたら、利用者を両方で奪い合い共倒れになる可能性があります。生坂村としてはこのように、各々の路線が成り立つよう安曇野市に当村のバスを利用するよう要請する必要があると思います。また、池田町の町営池坂線、大町市の市営バスの八坂号、筑北村の村営バスの坂北駅行については、他町村のバスですが、村が中心になって生坂村民にも更に利用するよう要請する必要があります。過去、生坂村議会でも自主交通について広域化を県に要請した経緯がありましたが、やっと実現したかの感があります。現在、各市町村とも人口が減少し自主交通の利用者が減少し、その経営が厳しくなっておりますので、今回の自主交通の広域化では国・県の支援はどのようになるか不明ですが、最低限でも主要路線の運行は広域の負担で、村内のデマンドについては各市町村が負担して運行するよう、要請する必要があると考えますが、村長のお考えはいかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7 番、吉澤議員の質問にお答えをいたします。前から議員、ご指摘いただいておりますとおり、犀川線の定時定路線バスは明科のデマンドバスと同じ国道 19 号を走っているわけございまして、あづみんとダブる部分はございます。しかし、ここへ来てやっと、地域公共交通最適化サポート事業ということで、今年度県が実施を始めましたので、来年度議員ご指摘のとおり二重、三重に走らないような形をとりながら、財政面も考慮して申請をする、または要請をしていくということは大事であると思います。また、池坂線八坂号等も村民の皆さんご利用をいただいている事は把握しておりまして、池坂線につきましては、当村から池田町に 100 万円補助をお出しして運行をしていただいている状況でございますが、池坂線のほうも池田工業高校へ通う生徒さんも減ってきてまして、利用率が減少しているという事でお聞きしております。そういう点でも啓発は重要であると考えております。また、主要路線を広域で運行をして、デマンドを市町村毎に運行をするという事につきましては、ただ今公共交通の運行に関しましては、8 割が特別交付税で補填をされている状況でございます。広域化によってその 8 割が補填できるか、私としては把握をしておりませんので、そういう点も考慮に入れながら今後広域化を進めていければというふうに考えているところでございます。以上答弁といたします。

○7 番（吉澤弘迪君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7 番（吉澤弘迪君） 先程も申し上げましたように、県と国が支援をするという事です、その内容が調査しなければわからないという時点でございますので、これをやれという事は言えないわけでございます。いずれにせよ、生坂村の自主交通については 50%以上の一般会計からの拠出金がございますので、その事を考えてもやっぱりどのよ

うにするか良く考えて、今後の財政を主体に改革をしていかなければいけないと思いますので、続いて検討をお願いしたいと思います。

次に、副村長にお伺いします。自主交通と仲間に含まれるかもしれませんが、送迎用の事業について質問をいたします。現在村では村民の足を確保するために村営バス、路線バス、デマンドバスの他に、社会福祉協議会有償サービス、デイサービスの送迎、やまなみ荘、宿泊宴会の送迎、健康福祉課、長寿会・慰霊祭・検診・講座などへの送迎、教育委員会、村民運動会・総合スポーツ祭・スクールバス・成人式・講座・講演会の送迎、いくさかの郷、買い物客の送迎・イベントの送迎、振興課、赤とんぼの送迎など、各団体が随時イベント行事に村民の送迎に車を利用しています。これらの利用している車の台数は相当数にのぼり、これらの費用は各部門にて分散していて正確な数字はつかめませんが、年間では相当額になると考えます。しかもこれらの団体間では連絡が取られておらず隣接した場所に重複して送迎車が使用される等、不合理な現象が多々見られます。車の有効活用、運転手などの人員の有効活用、燃料などの経費の有効活用を考えて、村営バスを含めて村民の足となる送迎事業を公的な事業体を設立し、一本化して経営的に運行することを提案しますが、副村長のお考えをお伺いします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは7番、吉澤議員の質問についてお答えをいたします。現在、村営バス事業を含め送迎に関する事業については、吉澤議員ご指摘の通り、村営バス事業、社会福祉協議会で行っている公共交通空白地有償運送事業や、各種事業の送迎、小学校のスクールバス、保育園の園児の送迎や、道の駅いくさかの郷で行なっている買い物客の送迎、また、各部署で行っている事業の送迎等があります。この各事

業を行なうための車両台数は、村営バス関係が 29 人乗りのマイクロバス等で 5 台、スクールバス 1 台、保育園バス 1 台、役場関係で大型バスが 1 台、マイクロバス 1 台、10 人乗り 1 台、就労センターで送迎関係に使用している車両が 3 台、道の駅いくさかの郷で 10 人乗りがリース車両 1 台、やまなみ荘では、29 人乗りマイクロバスが 2 台、10 人乗りが 2 台で、計 24 台となります。また、社協関係では 10 人乗り等で 17 台となっております。このような多岐にわたる事業で、総務課、教育委員会、振興課、健康福祉課、住民課、社会福祉協議会でそれぞれの事業を行っていますので、これに要する、車両の維持費、燃料費、人件費は多額な額になってしまいますし、横断的な連携は出来ていない状況でありますので、各部署の事業費の把握や、交付税などの財源措置状況を精査し、事業間の連携が出来るか否かを知恵の輪委員会で調査協議したうえで、村営バス事業を含め送迎に関する事業についての一体化した公益的な事業化の設置について検討する様に考えます。以上答弁とさせていただきます。

○7 番（吉澤弘迪君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7 番（吉澤弘迪君） 副村長に再質問いたします。村の財政を考えると、人口減少による交付税の減少、少子高齢化による住民サービスの多様化、高度化に対し対応する費用の増大等があり、年々厳しい状況にあります。これを克服するためには新しい発想での行政努力が必要であり、現在の送迎事業については住民や客の要望に副っているだけで、行政内では何の工夫や改善もおこなわれていません。当然この事業の中にはスクールバスや社協の高齢者の送迎など、同一車両で統一して送迎することの不可能な事業がありますが、他の部分の送迎については改善や改革が可能であると思います。これについては、結論を出す前に検討資料として、各部門の費用、経費、また、送迎の運行状

況を調査して検討してほしいと思います。将来の生坂村の行政を背負う優秀な係長クラスの知恵の輪委員会で検討されるとのことですので、期待していますが、行政の検討会は前例論と否定論が先行して新しい発想の結論が出てきませんが、是非今回は前向きの検討をお願いしたいと思います。いずれにせよ、今まで少ない頭の脳を使って、いろいろな提案をしてまいりましたが、その検討結果については全く知らされておられません。まあ、事業として成り立たないという事は採用がなかったというように理解をしておりますが、今回は是非私の提案について改めて検討結果について報告いただくよう要望いたします。いかがでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただ今の質問に対しお答えいたします。現在の財政状況は、当議会の報告第8号の平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率で報告したように、健全な財政運営を行う状況となっておりますが、今後の水道事業の関係や人口の減少による財政運営は厳しくなっていくことが予想されます。このために事業の効率化及び事業費の削減は必要であると考えます。しかし、村営バスなど住民の生活に密着した事業は、行政主導で方針を決めて実行してしまいますと、住民の理解を得られなかったり住民サービスが低下して負の連鎖として人口減少に拍車がかかる可能性がありますので、吉澤議員がご指摘のとおり知恵の輪委員会で先ほど答弁した検討内容を議会に示し、ご意見をいただいて結論を見いだしていくことが必要と考えます。以上答弁とさせていただきます。

○7番（吉澤弘迪君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） まあ、今副村長の方から、住民のサービスに対して要望を無視することはできないという趣旨のお話があったわけですが、これから非常に人口が減少したり、財政状況が厳しくなった時に、やっぱり両方の住民とそれから行政との間を取り持つのは議員であると私は確信をしています。ですから、行政の言い分を住民に知らしたり、それから住民の要望をまた村に知らしたりして調整をするのは議会の仕事だと私は確信しておりますので、その点を考えてやっぱりやれる事は村の行政はですね勇気をもってやってほしい。あまり前例論だとか先ほど言いましたように、否定論ばかり言うのではなくて、やっぱり新しい発想で出来ることはやっていくと。いけない事はいけないというように、また議会が判断してくれますので、そのための議員ですので、そこら辺の事は勇気をもって是非やっていただきたいと思います。また、若い知恵の輪委員会の人達にですね、意義のある仕事をやっぱりさせてやってほしい。このように考えますので、よろしくお願いをいたします。以上で私の質問は終わります。

○議長（平田勝章君） ここで休憩をとりたいと思います。再開は2時半といたします。

○議長（平田勝章君） 再開いたします。

◎日程・3委員長報告（午後2時30分）

○議長（平田勝章君） 日程3、この11日に上程し、各常任委員会に付託いたしました、議案第31号から議案第39号までの平成30年度決算の認定、事件案1件、条例改正3件、令和元年度補正予算4件の計9件と、請願1第2号、請願1第3号、陳情1

第4号、陳情1第5号、陳情1第6号の計5件、併せて14件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長（平田勝章君） はじめに、総務建經常任委員長 字引議員。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） 総務建經常任委員会、審査報告を行います。日時、令和元年9月12日午前9時から、場所、第三会議室に於いて、出席議員、字引、瀧澤、吉澤、一ノ瀬、行政の方から村長、副村長、藤澤村づくり推進室長兼会計管理者、真島係長、日岐係長、湯田係長、振興課長、藤澤係長、坂爪係長の出席で開催いたしました。

本会議にて付託された事件は、総務課関係と振興課関係について細部に渡り説明を受け、慎重審議の結果それぞれ、次の通り決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第31号平成30年度生坂村歳入歳出決算の認定について、全員賛成、可とすべきと決定しました。議案第32号生坂村過疎地域自立促進計画の変更について、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。議案第35号生坂村営水道条例の一部を改正する条例案について、全員賛成、可とすべきと決定しました。議案第36号令和元年度生坂村一般会計補正予算[第2号]について、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。議案第37号令和元年度生坂村営バス特別会計補正予算[第1号]について、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。陳情1－4、日本政府に対して、国連の沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書について、沖縄県民の総意がどうか、判断出来ない為、不採択としました。陳情1－5、米軍普天間飛行場の辺野古移設

を促進する決議案採択のお願いについて、沖縄県民の意思が先の県民投票の結果、7 割が辺野古への基地建設反対であり、他県、村議会として軽々に意見を挟めないと考え、今後の両意見を慎重に見守ることとし、継続審査としました。

次に審査の経過につきまして主なものについて報告いたします。議案第 31 号平成 30 年度生坂村歳入歳出決算の認定について、総務課関係。時限立法の過疎債の期限が令和 2 年度で終了となるが、生坂村としての重要な公債であり、継続して利用できるよう国に要望するべきではとの質問に、当村として大切な公債ですので、令和 2 年度以降も利用できるよう、国に要望していきますとのことでした。田舎体験ハウスの利用者の実績はとの質問に、12 件あり 1 件が移住に結び付いた。また、今年は長く滞在される方が増えているとのことでした。寄付金の内容はとの質問に、平成 30 年度の寄付件数は総計 559 件あり、大口 1 口 700 万円の寄付もありましたとのことでした。CATV 配線の中電、NTT 共架料金は中電、NTT に対し値段交渉をしているのかという質問に対し、共架契約時に値下げ交渉をしたが、中電、NTT 規定の単価で契約しているとのことでした。防災行政無線の工事の内容はどんな内容かとの質問に、操作卓の改修工事でアナログ、デジタル両対応のスプリアス規格としたとのことでした。明科駅バス停留所を県外など一般の方に判りやすいように看板を大きくしたらどうかとの質問があり。デリシアの撤去の関係もあるので調べて検討したいとのことでした。委託料、負担金項目が増えているがとの指摘について、調査をして来年度の当初予算査定で精査するとのことでした。

振興課関係。高津屋森林公園の利用状況はとの質問に、平成 30 年度は 1931 名利用され、平成 29 年度に比べ 200 名ほど減っているとのことでした。多面的機能支払交付金事業補助金の対象組織はいくつだと、現在 8 組織であります。当分は継続されるとのことでした。道路改良費の工事請負金で 1、420 千円ほど不用額が出ているがとの質問で、3 件分の工事の入札差金とのことでした。林業振興費の報奨金の内容はとの質問に、有害鳥獣でオス鹿 14 頭、メス鹿 24 頭、日本シカ 3 頭、猪 24 頭、計 65 頭ですとのことでした。簡易水道の有収率はとの質問に、有収率は 59.79% となり、60% を切って有収率

は下がっていますとのことでした。

次に議案 32 号生坂村過疎地域自立促進計画の変更について、保育園給食臨時調理員配置事業、小学校教育環境整備事業、多目的集会施設老朽箇所修繕事業、急傾斜地砂防事業負担金の 4 項目の追加でした。議案第 35 号生坂村営水道条例の一部を改正する条例案、消費税率改定に伴う条例の一部を改正する条例とのことでした。議案第 36 号令和元年度生坂村一般会計補正予算[第 2 号]について、農業総務費の工事請負金 2,592 千円の工事内容はとの質問に、農業公社倉庫が消防法上 1,000 m²以上は防火扉、防火壁、屋内消火設備等の設置義務があるため、建築規模を 1000 m²以下に縮小し、最低限の消防設備基準に適合するよう改造するものとのことでした。議案第 37 号令和元年度生坂村営バス特別会計補正予算[第 1 号]について、デマンドバス小型車両の昇降用ステップの修理費の計上とのことでした。以上総務建経常任委員会審査報告といたします。

○議長（平田勝章君） 総務建経常任委員長の報告を終わります。総務建経常任委員長の報告について質疑のある方の発言を許します。

○議長（平田勝章君） なければ次に、社会文教常任委員長、望月議員。

○1 番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、望月議員。

○1 番（望月典子君） 委員長報告をいたします。生坂村議会議長、平田勝昭殿。社会文教常任委員長、望月典子。9 月 11 日の本会議で、社会文教常任委員会に付託された議案 6 件、請願 2 件、陳情 1 件について 13 日に委員会を開催しましたので、その結果をご報告いたします。午前 9 時より村長にご臨席いただき、出席者は当委員会委員 4 名、説明者として教育長、教育次長、健康福祉課長、住民課長、関係部署係長 7 名です。詳細な説明を受け、慎重に審査した結果を順次ご報告いたします。

まず、議案第 31 号平成 30 年度生坂村歳入歳出決算の認定については、健康福祉課、住民課、教育委員会全てにおいて全員賛成で可とすべきと決定しました。関係部署について主なものを報告します。最初に健康福祉課です。

老人ホームの入居者数についての質問に、現在は 3 名で数に関してはあまり目立った動きはないとの説明でした。古坂の介護施設の工事の不用額がけっこう大きいという質問に、石を退かす費用を見積もっていたが、様々な工夫で費用が浮いたと説明がありました。国民健康保険の被保険者は 506 名、納税義務者は 294 名と説明があり、そのうち約 1 割の 30 名程の滞納者があるということでした。特定健診率の質問に 56%～57%と回答があり、60%越えを目指したいということでした。介護保険関係の歳出で不用額が多数残っているのは決算が 2 ヶ月後なのでという説明がありました。

住民課に移ります。歳入として、村税の住民税、法人税、固定資産税、各種保険税が主なものと説明があり、その中で件数にして 70 件ほどの不納欠損が発生していると報告がありました。収入未済額については滞納者と接触することを心掛け、納入してもらえよう努力するということでした。法人税の納入状況についての質問には、法人税は申告税であり、5 年に 1 度の納入なので相続人、その他の問題等で不納欠損にならないよう極力注意するという回答でした。法人税の収入の見通しについてはどうなのかという問いに、企業の数、規模による。村内の長期間の工事を村外の会社が請け負っているという現状があり、増税は難しい局面もあるという説明でした。歳出の備品として歯科診療所のコンプレッサーの購入がありました。福祉センターについては入浴者数は 23,926 人宿泊 2,827 人、宴会 7,095 人で前年比 90%～98%と説明がありました。また、委託料は何に使ったのかの質問にごみの処理代と電気系統の点検代という回答がありました。また、調理材料費に多額の不用額が出ている。営業努力をしっかりとやって、集客に繋げるようにとの指摘がありました。

次に教育委員会に移ります。中学校の体育館の床の傷みについての質問に、今までは父兄にお願いしていた。上手くいかなかったようです。今年度からは予算をいただいて業者に任せることにするとの回答がありました。もう 1 つ、天井をはがして吊り天井にしたのはなぜかという問いに、そのまま耐震化すると高額のコストがかかるので、やむなく吊り天井にしたという説明がありました。また、保育園の保育の特色としてのイングリッシュランドという事業で、教育費県補助金の中の人権教育促進事業補助金という項目の人権という言葉に異議が出ましたが、県から認められて補助金を支給されているという回答がありました。最近の世相を考えると子育て支援事業の必要性を痛感する。広く村民に知ってもらえるように努力してほしい等の意見がありました。朝食を摂れない子供たちの支援はとの問いに、村の各団体がボランティアで援助をしていると回答がありました。社会教育委員会、文化財保護委員会は補助金を有効に使用して活発な活動をしてもらいたいという意見も聞かれました。最後に委員から教育長に、国の教育方針を知りたいから、社文常任委員会と教育委員会とで懇談会を開催したいと要望がなされ、教育長からは快諾をいただきました。議案第 31 号の報告は以上です。

次に、議案第 33 号生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について、全員賛成で可とすべきと決定しました。内容としては婚姻、縁組等で名前が変更になっても、希望すれば旧名の印鑑で登録証明ができる。住民票に旧名の登録が可能

になる。印鑑証明書に男女の記載はしない等です。この条例は令和元年 11 月 5 日から施行されます。

次に、議案第 34 号生坂村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案についてです。反対討論がありましたが、賛成多数で可とすべきと決定しました。条例のなかの「8 %」を「10 %」に改めるというものです。この条例は令和元年 10 月 1 日から施行されます。

次に、議案第 36 号令和元年度生坂村一般会計補正予算【第 2 号】です。健康福祉課はプレミアム商品券関連、新規採用保健師 1 名の給料にかかる補正でという説明に、全員賛成で可とすべきと決定しました。住民課は、戸籍住民基本台帳費にかかる補正で、全員賛成で可とすべきと決定しました。教育委員会は、保育所のシステム改修の委託料と、小学校の通学合宿のサポートをしてくれる松本大学の学生の宿泊費用の変更に伴う補正という説明で、全員賛成で可とすべきと決定しました。

次の議案に移ります。議案第 38 号令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 1 号】は、退職者の療養給付費交付金が確定して、それに伴う償還金を国民健康保険基金に繰り入れるもので、全員賛成で可とすべきと決定しました。

議案第 39 号令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 1 号】は、マイナンバー、及び介護報酬の改正に伴うシステム改修で、こちらも全員賛成で可とすべきと決定しました。

次に、請願 1 第 2 号、国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書に移ります。請願者、松塩筑地区教育関係七団体連絡協議会より提出、紹介議員は市川寿明議員です。請願の内容は、政府及び関係行政官庁に国の責任による 35 人学級の計画的推進と国の複式学級の学級定数を引き下げるよう求める意見書の提出を求めるもので、教員が一人ひとりの子供と向き合い、行き届いた授業、親身になって話を聞き、温かい対応をするためには大切なことだと思い賛同し、採決をし、全員賛成で意見書を提出すべきと決しました。

次に請願 1 第 3 号、へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める請願書です。請願者、松塩筑地区教育関係七団体連絡協議会より提出、紹介議員は市川寿明議員です。内容は、長野県は 2006 年度よりへき地手当率を文科省令で定める 8 %を 1 %にするなど大幅な減額を行いました。それにより教職員の経済的負担が増し、教員数も減少し、教育水準の維持及び地域の将来の担い手の育成にも影響があると思われます。定率に戻して、へき地でも若い世代やベテランなど様々な教師が必要だと賛同し採決をし、全員賛成で意見書を提出すべきと決しました。

次に、陳情 1 第 6 号、私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書です。陳情者、中信地区私学助成推進協議会より提出です。内容は、2,010 年度より「高等学校就学支援金」政策が実施され、私学に通う生徒にも就学支援金が支給されるようになったが、生徒数の減少等、私学の経営は圧迫されているのが現状で、生徒・保護者の学費負担の軽減を求めるものです。生坂からも松本の私学に通っている生徒が数名おり、これからも伸び伸びと充実した学校生活を送ってほしいという思いから賛同し採決をし、全員賛成で意見書を提出すべきと決しました。以上で社会文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（平田勝章君） 社会文教常任委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告について質疑のある方の発言を許します。

◎討 論（午後 2 時 58 分）

○議長（平田勝章君） なければ次に、討論に入ります。

ただ今、委員長報告のありました、議案第 31 号から議案第 39 号までの平成 30 年度決算の認定、事件案 1 件、条例改正 3 件、令和元年度補正予算 4 件の計 9 件と、請願 1 第 2 号、請願 1 第 3 号、陳情 1 第 4 号、陳情 1 第 5 号、陳情 1 第 6 号の計 5 件、併せて 14 件について一括して、討論のある方の発言を許します。

○議長（平田勝章君） 最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 反対討論はないようですので、賛成討論は省略し、討論を終結いたします。

◎採 決（午後 2 時 59 分）

○議長（平田勝章君） これより採決に入ります。

議案第 31 号「平成 30 年度生坂村歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。
議案第 31 号を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 31 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案 32 号「生坂村過疎地域自立促進計画の変更について」を採決いたします。

議案第 32 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案 33 号「生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

議案第 33 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 33 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案 34 号「生坂村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

議案第 34 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手多数です。よって、議案第 34 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案 35 号「生坂村営水道条例の一部を改正する条例

案」を採決いたします。

議案第 35 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 35 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 36 号「令和元年度 生坂村一般会計補正予算【第 2 号】」を採決いたします。

議案第 36 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 37 号「令和元年度生坂 村営バス特別会計補正予算【第 1 号】」を採決いたします。

議案第 37 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 38 号「令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 1 号】」を採決いたします。

議案第 38 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決

することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 39 号「令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 1 号】」を採決いたします。

議案第 39 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 39 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、請願 1 第 2 号「国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書」を採決いたします。

請願 1 第 2 号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって請願 1 第 2 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、請願 1 第 3 号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書を採決いたします。

請願 1 第 3 号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、請願 1 第 3 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、陳情 1 第 4 号「日本政府に対して、国連の「沖縄県民

は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書」を採決いたします。

陳情 1 第 4 号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、陳情 1 第 4 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、陳情 1 第 5 号「米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情」を採決いたします。

陳情 1 第 5 号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、陳情 1 第 6 号は委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、陳情 1 第 6 号「私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書」を採決いたします。

陳情 1 第 6 号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、陳情 1 第 6 号は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議事日程の追加（午後 3 時 05 分）

○議長（平田勝章君） お諮りいたします。お手元に配布してあります日程のほかに、議員より提出されております、発議第 4 号「国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について」、発議第 5 号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出

について、発議第 6 号「私立高校への公費助成に関する意見書の提出について」、及び、「議員派遣の件」の併せて 4 件を追加したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認めます。よって、4 件を日程に追加いたします。追加日程等を事務局より配布させますので、しばらくお待ちください。

◎追加日程 1・発議第 4 号、追加日程 2・発議第 5 号、追加日程 3・発議第 6 号

（午後 3 時 06 分）

○議長（平田勝章君） お諮りいたします。追加日程 1・発議第 4 号「国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について」と、追加日程 2・発議第 5 号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出についてと、追加日程 3・発議第 6 号「私立高校への公費助成に関する意見書の提出について」の 3 件を、一括して上程し、議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、発議第 4 号、発議第 5 号、発議第 6 号の 3 件を一括して上程し、議題としたいと思います。提出議員の朗読説明を求めます。望月議員。

○1 番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 1 番、望月議員。

[1 番（望月典子君）朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論（午後 3 時 16 分）

○議長（平田勝章君） 追加日程 1 ・発議第 4 号、追加日程 2 ・発議第 5 号と追加日程 3 ・発議第 6 号の 3 議案について質疑・討論のある方の発言を許します。初めに質疑はありませんか。

○議長（平田勝章君） 次に、討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） なければ、質疑・討論は終結いたします。

◎採 決（午後 3 時 16 分）

○議長（平田勝章君） 採決に入ります。

追加日程 1 ・発議第 4 号

「国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について」
を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、発議第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程2・発議第5号

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出についてを、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、発議第5号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程3・発議第6号

「私立高校への公費助成に関する意見書の提出について」を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、発議第6号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程4・議員派遣の件（午後3時18分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程4、議員派遣の件を議題といたします。お諮りいたします。議員派遣の件については、議会会議規則第129条第2項の規定によって、お手元に配布してあります 議案書のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、議員派遣の件は 議案書のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎継続審査の申出（午後 3 時 18 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 4、閉会中の継続審査及び調査の申し出について、を議題といたします。お手元にお配りしてありますとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。議会会議規則第 74 条の規定により、これを許可することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認め、議会運営委員長 太田議員、総務建経常任委員長 宇引議員、社会文教常任委員長 望月議員から申し出のありました、閉会中の継続審査及び 調査を許可することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 以上を持ちまして、本定例会に付された議事日程は、すべて終了いたしました。ここで、村長のあいさつを求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、令和元年第3回生坂村議会9月定例会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。

11日から始まりました9月定例会でしたが、慎重にご審議をしていただき、すべての議案を原案の通りにご採択いただき、誠にありがとうございました。

平成30年度の決算では、それぞれ良好な数値で財政健全化に向けて良い傾向でございましたが、池本代表監査委員さんの決算審査のご提言、また議会の常任委員会でご指摘をいただきました滞納整理の強化につきまして、納税は国民の義務でありますし、各種使用料もお支払いいただくよう、県税徴収対策室とも連携を取りながら、大口困難案件の滞納整理のご指導をいただき、「長野県地方税滞納整理機構」をお願いするなど、県とも協力して、さらに滞納整理の強化に努めなければならないと考えております。

それは、貴重な自主財源の確保と税負担の公平性の観点からも、引き続き担当部署で毎月現状を把握し、滞納者ごとに相談に乗りながら、状況を確認し分納計画を立てさせていただくなど、しっかり対処していかなければと考えているところでございます。

さて、今年度の生坂村最大のイベント「赤とんぼフェスティバル」は例年通りに戻しまして、10月19日(土)午後3時から20日(日)午後3時までとし、昨年並みの「大花火まつり」と、有名なテツ and トモさんをお呼びし、大鍋で作る鍋物は、味噌味、醤油味、カレー味のすいとんを提供する予定であり、北海道標津町や喫茶山雅がブース出店されるなど多くの企画で、例年以上に盛り上げたいと考えております。またこれからも、秋は色々な行事が盛り沢山に計画されております。22日(日)には、道の駅いくさかの郷でJA松本ハイランド主催の山清路ぶどうまつりが初めて行われ、かあさん家のお彼岸セールの同時開催や、前日にはおじさま倶楽部、こなもん工房、ハチクの会などのご協力による、毎月の定例イベントも開催され、193カラットのぶどうが最盛期であり、一年で一番忙しい時期を迎えております。来週28日、29日には、稲や野菜の生育が良く、巨峰などぶどうも美味しくて喜ばれています「秋の農業体験ツアー」が行われます。上生坂ほたるの里の会、女・人輝きクラブなど関係の皆さんにはお世話になりますが、よ

ろしくお願いいたします。また、「いくさか敬老の日」が10月10日に開催されます。
例年通りにお越しいただきました皆さんに喜んでもらえるように、今年も実行委員さん、
議員各位、区長さん、民生委員さんなど多くのボランティアの皆さんには、会を盛り上
げていただくため、お話のお相手や余興などにご協力いただきます様よろしくお願いい
たします。

そして、生坂村の未来のために「第5次総合計画」や「生坂村まち・ひと・しごと創
生総合戦略」にあります、村の目指すべき将来像を実現するために、喫緊に取り組んで
いく課題もありますし、中長期的に解決していく課題もございます。

私たち執行側も、生坂村のため、村民のためを常に念頭に置き、村政運営を進めてお
ります。どうか村民の皆さんから負託をいただいた議員各位と各課題の解決や方向付け
について、引き続き検討協議をお願いする次第でございます。

議員各位には、ご健勝にて、ご指導、ご支援を賜ります様お願い申し上げ、閉会に当
たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎閉 会（午後3時24分）

○議長（平田勝章君） 本定例会に付された諸案件につきまして、慎重審議をいただ
いたことに対し、深く感謝いたします。本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年第3回生坂村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦
労様でございました。なお、この後、議会全員協議会を開催いたしますので、第3会議
室にお集まりください。

○議長（平田勝章君） 起立。礼。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和元年 9 月 18 日

議 長 平田 勝章

署名議員 市川 耕明

署名議員 望月 典子